

第2期盛岡市地域福祉計画（案）について

平成26年11月25日
保健福祉部

1 計画策定の考え方

本計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と、市民、事業者、行政の協働の下に、自助、共助、公助が相まって、誰もが心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら人がつながり、共に支え合い、いきいきとして安心して暮らすことができる地域社会の実現することを目的として策定するものである。

なお、本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、また、盛岡市総合計画における保健福祉分野を推進するための総括的な計画としての性格を有するものである。

2 基本理念（将来像）

『共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現』

3 第2期計画の内容

- (1) 計画案の概要 資料1のとおり。
- (2) 計画案 資料2のとおり。

4 今後のスケジュール

平成26年11月25日	市議会全員協議会への説明
12月	パブリックコメントの実施
平成27年1月	シンポジウムの開催 地域福祉計画策定推進アドバイザーボード
2月	社会福祉審議会 庁議
3月	市長決裁

第2期盛岡市地域福祉計画(案)

共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現



MORIOKA NO SHAKAI FUKUSHI

もりおかの 社会福祉

担当 盛岡市保健福祉部
地域福祉課
電話 019-651-4111
(内線2522～2524)

平成26年11月

1

第1章 総論

1 計画の策定に当たって



もりおかの
社会福祉

● 策定目的

地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と協働の下に、自助、共助、公助 が相まって、誰もが心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、共に支え合い、いきいきとして安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的として策定するものです。

● 地域福祉計画の位置付け

- ・社会福祉法第 107条に規定する市町村地域福祉計画
- ・盛岡市総合計画を上位計画とし、保健福祉分野を推進するための総括的な計画で、個別計画に基づく施策を推進する上での共通の理念
- ・障がい者、高齢者、親子といった対象ごとの施策に関する個別計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各計画に基づいて推進

● 第2期計画 平成27年度～平成36年度を計画期間とする10箇年計画

※31年度に見直し

市社会福祉協議会「地域福祉活動計画」と連携して計画を推進

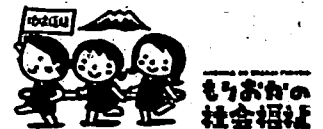
1 計画の策定に当たって



●地域福祉計画と個別計画等の状況

計画	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
総合計画基本構想		→																					
地域福祉計画		→																					
障がい者福祉計画		→																					
		障がい福祉実務計画 (第1期)				障がい福祉実務計画 (第2期)				障がい福祉実務計画 (第3期)				障がい福祉実務計画 (第4期)				見直し					
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		(第3期)				(第4期)				(第5期)				(第6期)				→					
子ども・子育て支援事業計画		→																					
次世代育成支援対策推進行動計画		(第4期行動計画)				(第5期行動計画)				→													
もりおか健康21プラン		→																					
盛岡市社会福祉協議会地域福祉活動計画		→																					

2-1 地域福祉を取り巻く現状

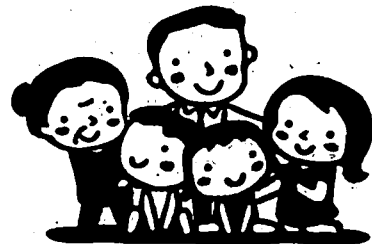


●人口の推移

○盛岡市の総人口は、平成12年(2000年)をピークに減少に転じており、平成27年以降の推計人口でも同様に減少傾向にあります。

○総人口の年齢3区分の割合を見ると、昭和60年(1985年)までは年少人口の割合が20%以上、老年人口の割合は10%以下でしたが、平成12年(2000年)には老年人口の割合が年少人口の割合を上回り、少子高齢化が進行しています。

○65歳以上の者を含む世帯のうち、高齢者世帯(ひとり暮らし、高齢者夫婦、高齢者のみ)は、増加の一途となっており、ひとり暮らし世帯は10,992人となっています。



2-1 地域福祉を取り巻く現状



● 第1期計画の取組の成果

【総括】

- ・各福祉分野における制度に基づいた福祉サービスの充実により、支援が必要な人にサービスが提供される仕組みが構築されつつある。
- ・地域における支え合い活動を推進したことにより、地域におけるサロン活動や福祉マップの作成などの災害時要援護者避難体制の構築で地域福祉活動に関する取組も進んでいます。

■ 地域福祉活動計画のモデル地区の取組

- 米内地区「ボランティア活動の推進」、太田地区「地域活動計画の策定」、見前地区「認知症への対応」において、住民の意識が向上し、地域での支え合いの有効性を確認

■ 地域住民による高齢者サロン等の取組

- 地域の交流の場で近隣での助け合いを育むサロン活動の重要性に理解

■ 災害時要援護者避難体制等の構築

- 町内会・自治会等への名簿提供の実施
- 地域において支援を必要とする人を把握するための取組(見守り協定)
⇒関係団体・民間事業者の連携の推進

2-2 地域福祉を取り巻く環境の変化



● 直近の法整備等

現計画策定以降の社会の変化に対応して、障害者差別解消法、子ども子育て関連3法、生活困窮者自立支援法等が新規に制定されたほか、障害者総合支援法、介護保険法、社会福祉法等の改正

● 地域福祉ワークショップ等※で把握した地域課題

- 近所付き合いや交流の場の創出
- 活動拠点の整備、新たな社会資源の活用への期待
- 地域活動を支えている人の高齢化と担い手不足
- 除雪、買い物、通院、ごみ捨てなどの日常生活支援ニーズの増加
- 地域での避難支援、見守り体制の強化
- 福祉の総合的な展開
- 権利擁護事業の推進
- 福祉教育、ボランティア活動の推進

※アンケート調査、岩手県立大学との協働研究事業、民生委員協議会との懇談会、高校生ワークショップ、地域福祉ワークショップ等から把握



● 今後、重点的に取り組む必要がある課題等

地域福祉の推進においては、地域を基盤とした重層的で包み込むような支援体制の整備をしながら、「共に支え合い、障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳を持ち、家族や地域の中で安心して自立して暮らせる地域社会」を目指し取り組んでいく必要があります。

- 福祉ニーズの拡大と多様化や複雑化への対応
- 支え合い体制への懸念
- 日常生活支援の課題
- 災害時の体制整備
- 人材の育成と福祉教育の推進



● 今後、重点的に取り組む必要がある課題等

■ 福祉ニーズの拡大と多様化や複雑化への対応

- 高齢者の増加による福祉ニーズの拡大
- 生活困窮者や社会的孤立等の新たな課題の顕在化
- サロン活動や見守り活動といった地域住民による支え合い助け合い精神によるインフォーマルなサービスへの期待
- 高齢者の相談の受け手となる地域包括支援センターへの相談件数の増加

⇒ 分野横断的なケアマネジメントの充実・拡充、相談支援体制の整備により、高齢者のみならず、子ども、障がい者、生活困窮者等も含めた地域トータルケアシステムの構築の推進

⇒ 支援を必要とする人が適切かつ確実に公的福祉サービスを受けられるだけでなく、インフォーマルな福祉サービスにつながる仕組みづくりをコミュニティ・ソーシャルワークの視点で推進

※コミュニティ・ソーシャルワークとは1人の生活課題を解決するために、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援(ケースワーク)だけでなく、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践活動です。

2-3 地域福祉を取り巻く課題



● 今後、重点的に取り組む必要がある課題等

■ 支え合い体制への懸念

- 隣近所付き合いの希薄化と活動の担い手が不足
- 若い人の地域活動への参加に対する期待
- 日常的な近隣との関係づくりのイベント等の交流の場づくりの必要性
- 地区社会福祉協議会機能を担う地区福祉推進会への期待
 - ⇒地区福祉推進会等、地域における福祉活動が実施しやすい環境整備
 - ⇒団塊の世代や若い世代の地域活動への参加促進等社会資源の掘り起こしを通じた担い手の確保

■ 日常生活支援の課題

- 除雪のほか、買い物、通院、ごみ捨てといった日常生活支援に対するニーズの高まり
- 東日本大震災や大雨災害等をきっかけとした、ボランティア意識の高まり
- 地域福祉活動のための集会施設や身近な居場所づくり
 - ⇒見守りやサロン活動の推進
 - ⇒日常生活支援の活動拠点づくりの支援などによる地域における支え合う環境の整備



2-3 地域福祉を取り巻く課題



● 今後、重点的に取り組む必要がある課題等

■ 災害時の体制整備

- 「個人情報保護」が壁となり、町内会・自治会等において、地域住民の状況把握が困難となっており、災害時などの緊急時に備えた助け合い体制の構築の阻害
- 支援が必要だと思われる人への避難支援の取組の周知
 - ⇒地域全体による防災訓練や支え合いマップづくりなどの具体的な取組を通じて、互いが知り合う機会を増やす等の取組支援

■ 人材の育成と福祉教育の推進

- ・誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別にかかわらず、障がいがある人もない人も、互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら共に生活するという考え方(ソーシャルインクルージョン)を学ぶ機会の社会的要求
- ・地域活動の担い手の高齢化
 - ⇒地域福祉の実践活動におけるソーシャルインクルージョンの視点
 - ⇒広く福祉に関する意識を持った人材の育成の推進



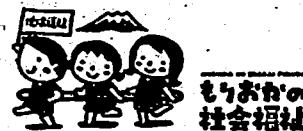


● 基本理念(将来像)

「共に支え合い、
誰もが安心して暮らせる
地域社会の実現」



- 障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳を持ち、家族や地域の中で安心して自立した生活ができる地域社会(共生社会)の実現を目指します。
- この計画は、保健福祉分野の個別計画を推進する上での共通する理念の計画とするとともに、それぞれの分野固有の施策、達成目標等については、各計画に基づいて推進します。
- この基本理念の実現に向けて、次に掲げる基本方針、基本目標、重点的な取組事項に基づく諸施策を推進します。



● 基本方針

- 市は、行政が提供すべき福祉サービスが、将来にわたり安定して供給する役割や「多様な主体の参画によるまちづくり」を後押しする仕組みや環境づくり、人材育成などに係る役割を担います。
- 地域福祉施策の推進と仕組みづくりなどを通して、幅広い市民の主体的な参加と市民、行政、関係機関、事業者、地縁団体、ボランティア団体・NPOの多様な主体のまちづくりへの参画を推進します。
- これらのことを踏まえて、多様な主体の協働の下に、「自助・共助・公助」が相まって、若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うとともに、高齢者や障がい者が社会のさまざまな分野で活躍でき、心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合い充実感を持って、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

3-3 第2期計画の基本目標

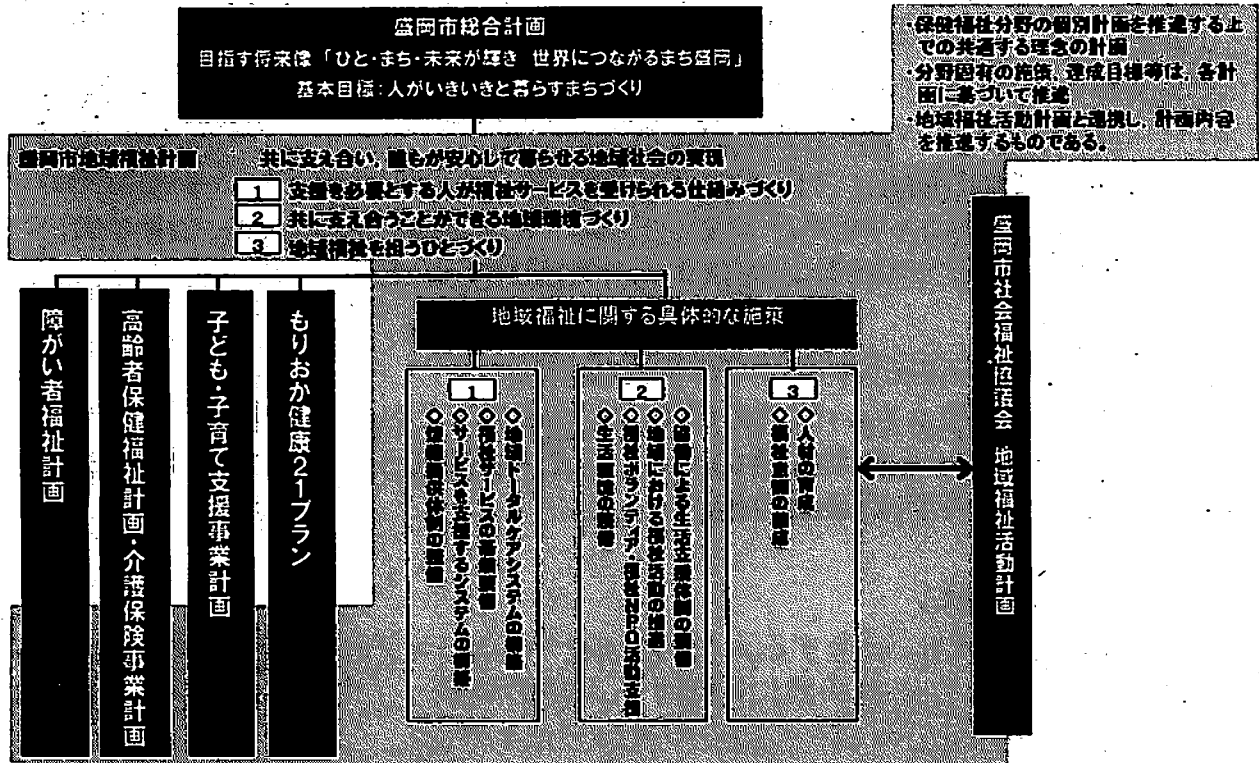
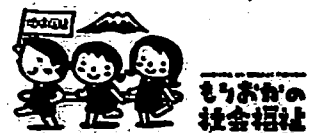


● 基本目標

- (1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり
支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みを構築します。
- (2) 共に支え合うことができる地域環境づくり
一人ひとりが地域の一員として、共に支え合う意識を持ち、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。
- (3) 地域福祉を担うひとづくり
支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるために、また、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、お互いに支え合うことができる地域福祉を担うひとづくりを推進します。



3-3 地域福祉計画と個別計画の関係



3-4 第2期計画の重点的な取組事項 (第1期計画との相違点)



●第1期計画(見直し後)の重点的な取組事項

○盛岡市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連動したモデル地区の取組み

米内地区「ボランティア活動の推進」、太田地区「地域活動計画の策定」、見前地区「認知症への対応」

○地域住民による高齢者サロン等の設置・運営の支援

高齢者サロンコーディネート事業、老人クラブ活動推進アドバイザー事業

○盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドラインによる取組み

災害時要援護者支援班の設置、「地域支え合いマップ」を活用した支え合い活動の促進、災害時要援護者避難支援ガイドラインの周知説明等



- ・住民の意識が向上し、地域での支え合いの有効性を確認
- ・サロン活動の重要性に理解
- ・関係団体・民間事業者の連携の推進

これらの成果を踏まえて、第2期計画の重点的な取組事項を設定



3-4 第2期計画の重点的な取組事項 (第1期計画との相違点)

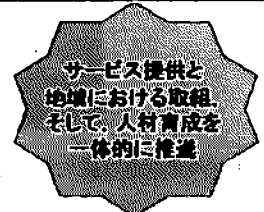


●第2期計画の重点的な取組事項

○地域トータルケアシステムの構築

分野横断的なケアマネジメントの充実・強化、社会的孤立の防止、生活困窮者支援の推進

⇒高齢、障がい、子ども子育てなどといった分野別サービスが、横断的に、切れ目なく、一体的に提供される体制整備の推進



○協働による生活支援の体制の整備

日常生活の支え合い体制の整備、災害時の支え合い体制整備

⇒地域における日常生活の支え合いと災害時の支え合いが有機的に機能するような体制整備の推進

○人材の育成

地域福祉活動に関連する人材の育成、ボランティア・NPO活動に関する人材の育成、社会福祉事業に関連する人材の育成

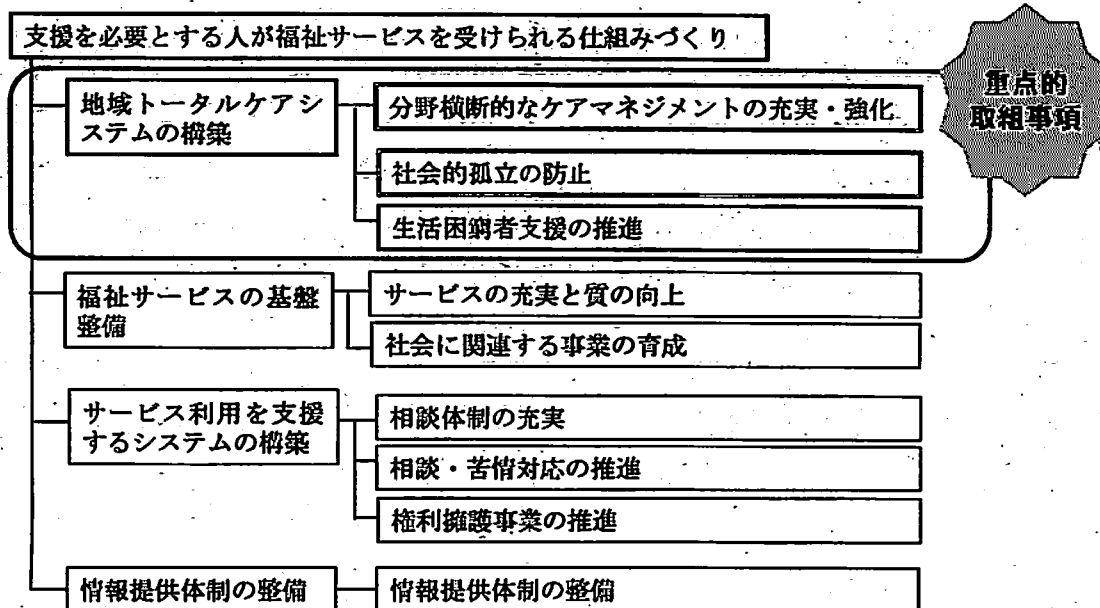
⇒上記の取組が機能するための人材育成の実施



1 施策体系と重点的な取組事項



●「支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり」の施策体系



1 施策体系と重点的な取組事項



地域トータルケアシステムの構築

- ・高齢社会の進行や社会的孤立等地域福祉課題への対応が必要
- ・地域力の強化とそれを支える安定的なシステムが不可欠
- ・高齢者のみならず、子ども、障がい者等にとっても住み慣れた地域で、尊厳を持って生きられるように、支援が必要な人に医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等が切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域トータルケアシステムを構築

(1) 分野横断的なケアマネジメントの充実・強化

地域包括支援センターや相談支援事業所等の職員を対象として、盛岡市地域福祉コーディネーターの認証を行うなど、分野横断的な活動を行いやすい環境を整備します。



(2) 社会的孤立の防止

見守り協定の締結を拡大するとともに、協定の実効性を高めるため、関係者を対象とした認知症サポーター講座などの研修会を開催します。



(3) 生活困窮者支援の推進

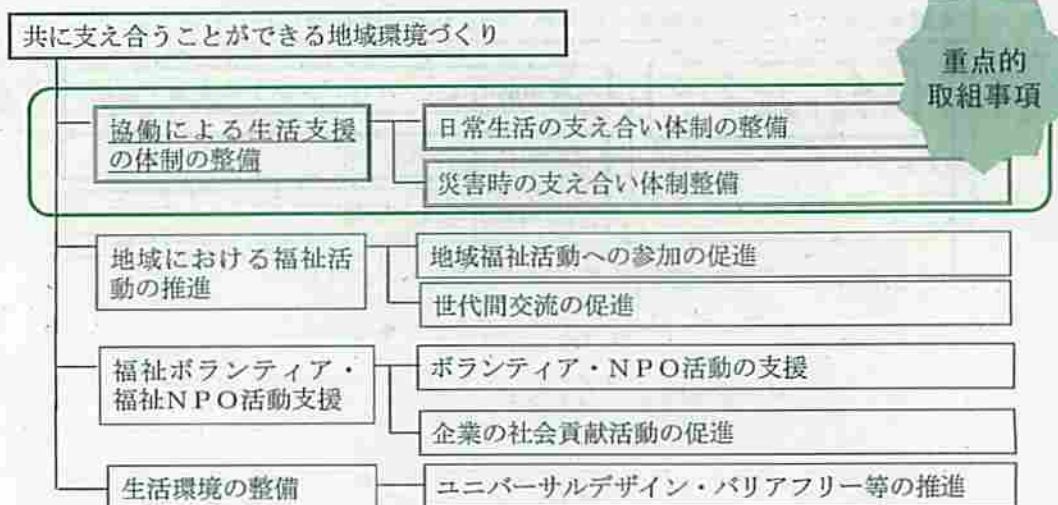
平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立支援のための体制を整備します。



2 施策体系と重点的な取組事項



●「共に支え合うことができる地域環境づくり」の施策体系



2 施策体系と重点的な取組事項



協働による生活支援の体制の整備

- ・地区福祉推進会、町内会・自治会等を中心に、地域住民との協働により、日常的な見守り活動や災害時の連携など地域の支えあい体制の整備を進め、地域福祉を増進
- ・日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスなど新たな社会資源の開発を支援

(1) 日常生活の支え合い体制整備

地区福祉推進会のエリアをベースにモデル地区を設定し、見守り活動のほか、除雪や買い物支援などの日常生活支援について、継続的に取り組みができるような支え合い体制の整備を進めるための調査を行います。

新規

(2) 災害時の支え合い体制整備

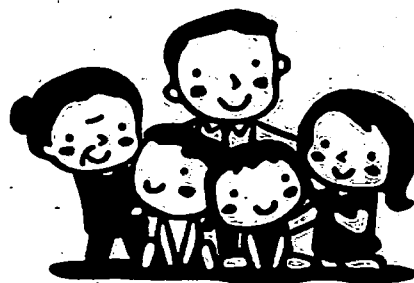
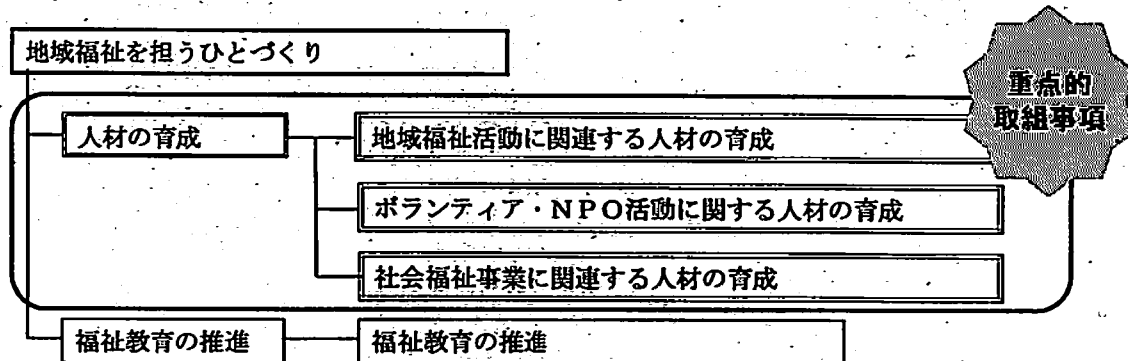
避難行動要支援者で、情報提供に関する登録申込みを希望しない者で、市において災害時に優先的な避難支援が必要と認められる者については、登録申込みの勧奨や災害時における避難支援対象者とします。

強化

3 施策体系と重点的な取組事項



●「地域福祉を担うひとづくり」の施策体系



3 施策体系と重点的な取組事項



人材の育成

- ・支援を必要とする人々が、適切なサービスが受けられるように地域福祉コーディネーター等の専門職の配置
- ・地区福祉推進会、民生委員児童委員のような地域福祉の推進役だけではなく、広く市民の福祉に関する意識を高め、地域福祉の担い手の育成を推進

- (1) 地域福祉活動に関連する人材の育成
- (2) ボランティア・NPO活動に関する人材の育成

日常生活の支え合い活動など、地域における福祉活動を推進できる中核的な人材の育成支援を推進しますため、盛岡市社会福祉協議会と連携して、団塊の世代など、地域活動に参加してほしい対象にターゲットを絞ったボランティア養成講座を開催するなど、地域福祉活動やボランティア活動に参加する人材育成の充実を図ります。



- (3) 社会福祉事業に関連する人材の育成

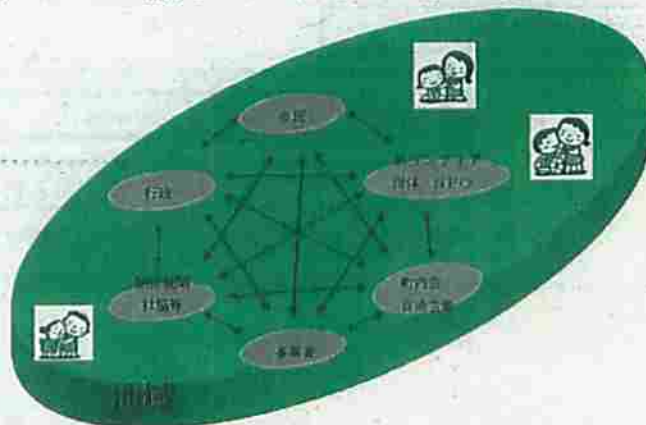
地域福祉コーディネーター養成講座の受講を関係機関に働きかけるとともに、地域福祉コーディネーターのネットワーク化などにより、支援を必要とする人が、適切かつ確実にサービスが受けられよう、包括的な相談・支援を行うことができる人材の育成を推進します。



4 第2期計画の推進



○地域福祉の推進にあたっては、市民、行政、関係機関、事業者、町内会・自治会等、ボランティア団体・NPOの協働の下に、計画の推進を図ります。



○社会福祉法において、地域福祉の推進の中心となる団体として位置付けられている社会福祉協議会のほか、28地区の民生委員協議会や32地区の福祉推進会等と連携しながら、地域ネットワークを形成します。

○5年後の見直しに併せてアンケート調査を実施するほか、毎年行われる行政評価や社会福祉審議会から意見をいただきながら、計画の評価を行います。

今後のスケジュール



時期	項目
平成26年11月	盛岡市議会全員協議会
平成26年12月	パブリックコメントの実施
平成27年1月	地域福祉シンポジウムの開催 地域福祉計画策定推進アドバイザーボード
平成27年2月	社会福祉審議会
平成27年2月	庁議
平成27年3月	第2期計画の市長決裁



第 2 期
盛岡市地域福祉計画（案）

共に支え合い、
誰もが安心して暮らせる
地域社会の実現

【平成 27 年 月策定】

盛 岡 市

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 現状	4
2 地域福祉を取り巻く環境の変化	17
3 今後、重点的に取り組む必要がある課題等	22

第3章 地域福祉施策の推進の方向

1 基本理念（将来像）	26
2 基本方針	26
3 基本目標	26
4 重点的な取組事項	27
5 施策の体系	29

第2部 各論

第1章 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり

1 地域トータルケアシステムの構築	30
2 福祉サービスの基盤整備	34
3 サービス利用を支援するシステムの構築	37
4 情報提供体制の整備	41

第2章 共に支え合うことができる地域環境づくり

1 協働による生活支援体制の整備	42
2 地域における福祉活動の推進	46
3 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援	48
4 生活環境の整備	51

第3章 地域福祉を担うひとづくり

1 人材の育成	52
2 福祉教育の推進	55

第4章 計画の推進

1 市民, 行政, 関係機関, 事業者, 町内会・自治会等, ボランティア団体・NPOの協働による計画の推進	57
2 盛岡市社会福祉協議会等との連携による計画の推進	57
3 計画の評価	58

資料編(調整中)

1 市民アンケート調査結果	
2 ワークショップの開催結果	
3 用語解説	

第1部
総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

市は、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）を計画期間とする10箇年の第1期地域福祉計画（基本理念「ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり」）を策定し、高齢者、障がい者、児童、健康にかかる分野の計画と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでおります。

この間、平成21年度（2009年度）には、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」を反映するため、計画の中間年度見直しを行いました。また、平成22年度（2010年度）には、地域福祉計画を補完するものとして、「盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定し、要援護者の支援の取組を進めてきました。

第1期計画の取組状況を総括的に見ますと、各福祉分野における制度に基づいた福祉サービスの充実により、支援が必要な人にサービスが提供される仕組みが構築されつつあるほか、地域における支え合い活動を推進したことにより、地域におけるサロン活動や福祉マップの作成などインフォーマル（非公的）な地域福祉活動に関する取組も進んでいます。

このように地域福祉は、着実に推進されておりますが、今後一層進行する少子、高齢化へ対応するため、法整備が進められており、地域包括ケアシステムや新しい子ども子育て支援システムの構築、障がい者が地域で自立した生活を行うこと、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援等、地域を基盤とした取組が求められています。

また、社会的孤立、買い物や除雪、通院等の高齢者や障がい者の日常生活支援等において、包括的で、切れ目のない支援体制の構築が求められています。

第2期目となる地域福祉計画は、これらのことを踏まえながら、共に支え合う地域社会の形成をより一層推進するため、策定するものです。

2 計画の目的

この計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と市民、事業者、行政の協働の下に、自助、共助、公助が相まって、誰もが心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら人がつながり、共に支え合い、いきいきとして安心して暮らすことができる地域社会（共生社会）の実現を目的として策定するものです。

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けるほか、平成27年度を初年度とする盛岡市総合計画を上位計画とし、保健福祉分野を推進するための総括的な計画としての性格を有するものです。

(2) 他の個別計画との関係

市においては、「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども子育て支援事業計画」、「もりおか健康21プラン」など、障がい者、高齢者、親子といった対象ごとの施策に関する個別計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各計画に基づいて推進します。

この地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念の計画とします。

また、盛岡市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進していきます。

4 計画の期間

平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10箇年計画とし、中間年の平成31年度（2019年度）には見直しを行います。

(参考) 地域福祉計画と個別計画、地域福祉活動計画の状況

計画	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		
総合計画基本構想		→																						
地域福祉計画		→																						
					見直し											見直し								
障がい者福祉計画		→																						
		障がい福祉実施計画 (第1期)				障がい福祉実施計画 (第2期)				障がい福祉実施計画 (第3期)				障がい福祉実施計画 (第4期)										
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		→																						
		(第3期)				(第4期)				(第5期)				(第6期)										
子ども・子育て支援事業 計画		→																						
次世代育成支援対策 推進行動計画		→																						
		(前期行動計画)				(後期行動計画)																		
もりおか健康21プラン		→																						
					中間 評価											中間 評価								
盛岡市社会福祉協議会 地域福祉活動計画		→																						
						見直し											見直し							

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 現状

(1) 人口構造

総務省統計局によりますと、我が国の人口は、平成20年(2008年)に人口減少社会「元年」となり、人口減少、少子・高齢化が急速に進んでいます。また、平成26年版高齢社会白書によりますと、現在の傾向が続けば、平成72年(2060年)には人口が約8,700万人まで減少することが見込まれています。また、平成25年(2013年)10月1日現在で、人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は25.1%ですが、平成72年(2060年)には、2.5人に1人が65歳以上(高齢化率39.9%)、4人に1人が75歳以上になると推計されています。

市の状況については、次のとおりです。

■ 人口及び世帯数の推移

平成2年(1990年)から平成22年(2010年)までの人口推移を見ると、平成12年(2000年)をピークに減少に転じています。

(単位：人)

区分	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)
盛岡市	292,632	300,723	302,857	300,746	298,348
旧盛岡市	235,434	239,940	239,627	237,578	235,418
旧都南村	43,063	46,538	49,216	49,614	49,926
旧玉山村	14,135	14,245	14,014	13,554	13,004
岩手県	1,416,928	1,419,505	1,416,180	1,385,041	1,330,147
全国	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352

(国勢調査)

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

■ 年齢3区分別推移

総人口の年齢3区分の割合を見ると、昭和60年（1985年）までは年少人口の割合が20%以上、老年人口の割合は10%以下でしたが、平成12年（2000年）には老年人口の割合が年少人口の割合を上回り、少子高齢化が進行しています。

（単位：人）

区分	実数（人）			構成比（%）		
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
	0～14歳	15～64歳	65歳～	0～14歳	15～64歳	65歳～
平成2年 (1990)	56,718	204,943	30,826	19.4	70.1	10.5
平成7年 (1995)	52,092	209,262	39,341	17.3	69.6	13.1
平成12年 (2000)	46,159	208,171	48,469	15.2	68.7	16.0
平成17年 (2005)	41,928	199,632	56,177	14.1	67.0	18.9
平成22年 (2010)	38,771	192,664	63,721	13.1	65.3	21.6
【参考】 昭和60年				22.0	69.5	8.5

（国勢調査）

■ 人口の将来推計

平成26年（2014年）5月に推計をした将来人口は、次のとおりです。総数に占める65歳以上の高齢者の割合が高くなることを見込まれます。

（単位：人）

区分	平27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
総数	297,047	290,455	281,820	271,739	260,458	247,898
男	140,381	136,755	132,236	127,083	121,377	115,157
女	156,666	153,700	149,584	144,656	139,081	132,741
15歳未満	37,182	33,532	29,944	27,113	25,120	23,339
15～64歳	185,613	176,092	167,437	157,827	147,173	133,874
65歳以上	74,252	80,831	84,439	86,799	88,165	90,685
高齢化率	25.0	27.8	30.0	31.9	33.8	36.6
（再掲）75歳以上	36,900	41,316	47,928	51,774	53,447	54,144

（平成26年5月 盛岡市の人口の推移と将来推計）

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

■ 世帯の家族類型

世帯の家族類型の割合をみると、単独世帯が顕著に増加していることがわかります。

区 分	一 般 世 帯 数(世帯)				構 成 比 (%)				増 加 率 (%)		
	平 7 (1995)	平 12 (2000)	平 17 (2005)	平 22 (2010)	平 7 (1995)	平 12 (2000)	平 17 (2005)	平 22 (2010)	平 7 ~12	平 12 ~17	平 17 ~22
総 数	112,913	119,040	118,989	124,803	100.0	100.0	100.0	100.0	5.4	△0.0	4.9
親族世帯	75,505	77,300	77,759	77,688	66.9	64.9	65.3	62.2	2.4	0.6	△0.1
核家族世帯	60,463	62,861	63,615	64,422	53.5	52.8	53.5	51.6	4.0	1.2	1.3
夫婦のみ	17,705	20,019	21,196	22,334	15.7	16.8	17.8	17.9	13.1	5.9	5.4
夫婦と子供	34,400	33,610	32,214	30,971	30.5	28.2	27.1	24.8	△2.3	△4.2	△3.9
男親と子供	969	1,073	1,195	1,273	0.9	0.9	1.0	1.0	10.7	11.4	6.5
女親と子供	7,389	8,159	9,010	9,844	6.5	6.9	7.6	7.9	10.4	10.4	9.3
その他の親族世帯	15,042	14,439	14,144	13,266	13.3	12.1	11.9	10.6	△4.0	△2.0	△6.2
夫婦と親	1,940	2,142	2,270	2,331	1.7	1.8	1.9	1.9	10.4	6.0	2.7
夫婦と子供、親	8,136	7,358	6,701	5,773	7.2	6.2	5.6	4.6	△9.6	△8.9	△13.8
その他	4,966	4,939	5,173	5,162	4.4	4.1	4.3	4.1	△0.5	4.7	△0.2
非親族世帯	377	578	812	1,252	0.3	0.5	0.7	1.0	53.3	40.5	54.2
単独世帯	37,031	41,162	40,418	45,863	32.8	34.6	34.0	36.7	11.2	△1.8	13.5
(再掲) 母子世帯	1,687	1,717	1,969	2,039	1.5	1.4	1.7	1.6	1.8	14.7	3.6
父子世帯	194	173	180	173	0.2	0.1	0.2	0.1	△10.8	4.0	△3.9
(再掲) 三世代同居	…	10,433	10,007	9,152	…	8.8	8.4	7.3	…	△4.1	△8.5

区 分	一 般 世 帯 人 員(人)				構 成 比 (%)				増 加 率 (%)		
	平 7 (1995)	平 12 (2000)	平 17 (2005)	平 22 (2010)	平 7 (1995)	平 12 (2000)	平 17 (2005)	平 22 (2010)	平 7 ~12	平 12 ~17	平 17 ~22
総 数	293,839	295,601	290,195	290,046	100.0	100.0	100.0	100.0	0.6	△1.8	△0.1
親族世帯	256,047	253,268	248,145	241,158	87.1	85.7	85.5	83.1	△1.1	△2.0	△2.8
核家族世帯	183,564	185,906	183,657	182,245	62.5	62.9	63.3	62.8	1.3	△1.2	△0.8
夫婦のみ	35,449	40,091	42,423	44,668	12.1	13.6	14.6	15.4	13.1	5.8	5.3
夫婦と子供	127,743	123,473	116,809	111,358	43.5	41.8	40.3	38.4	△3.3	△5.4	△4.7
男親と子供	2,286	2,492	2,773	2,852	0.8	0.8	1.0	1.0	9.0	11.3	2.8
女親と子供	18,086	19,850	21,652	23,367	6.2	6.7	7.5	8.1	9.8	9.1	7.9
その他の親族世帯	72,483	67,362	64,488	58,913	24.7	22.8	22.2	20.3	△7.1	△4.3	△8.6
夫婦と親	6,341	6,966	7,376	7,544	2.2	2.4	2.5	2.6	9.9	5.9	2.3
夫婦と子供、親	43,651	38,965	34,800	29,550	14.9	13.2	12.0	10.2	△10.7	△10.7	△15.1
その他	22,491	21,431	22,312	21,819	7.7	7.2	7.7	7.5	△4.7	4.1	△2.2
非親族世帯	761	1,171	1,632	3,025	0.3	0.4	0.6	1.0	53.9	39.4	85.4
単独世帯	37,031	41,162	40,418	45,863	12.6	13.9	13.9	15.8	11.2	△1.8	13.5
(再掲) 母子世帯	4,260	4,406	5,040	5,216	1.4	1.5	1.7	1.8	3.4	14.4	3.5
父子世帯	499	455	468	424	0.2	0.2	0.2	0.1	△8.8	2.9	△9.4
(再掲) 三世代同居	…	55,247	51,952	46,548	…	18.7	17.9	16.0	…	△6.0	△10.4

※1 三世代同居は、平成12年調査からの新規集計項目

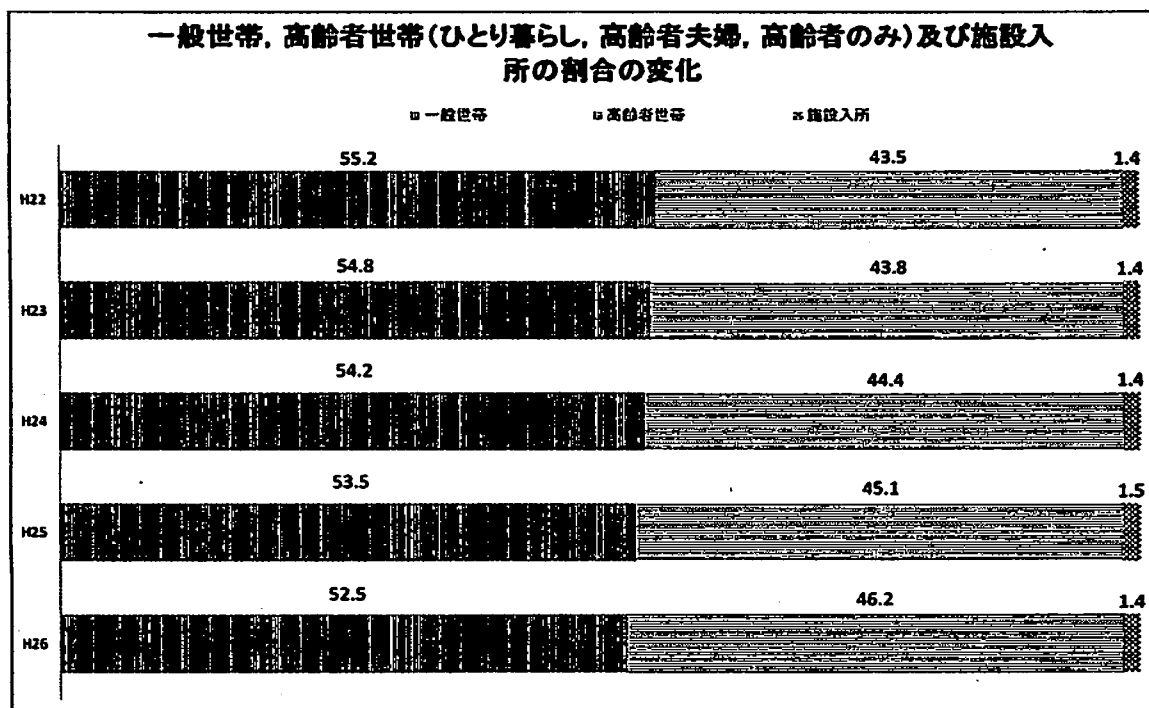
※2 平成22年から「親族世帯」は「親族のみの世帯」、「非親族世帯」は「非親族を含む世帯」に世帯類型が変更された。(国勢調査)

■ 高齢者世帯の世帯類型

65歳以上の者を含む世帯のうち、高齢者世帯（ひとり暮らし、高齢者夫婦、高齢者のみ）は、増加の一途となっており、ひとり暮らし世帯は10,992人となっています。

区 分	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)
一般世帯	34,351	34,511	35,202	36,120	36,756
高齢者世帯	27,074	27,576	28,844	30,411	32,243
ひとり暮らし	9,059	9,432	9,781	10,408	10,992
高齢者夫婦	16,066	16,146	16,574	17,214	18,082
高齢者のみ	1,949	1,998	2,489	2,789	3,169
施設入所	876	875	943	973	974
合 計	62,301	62,962	64,989	67,504	69,973

(単位：人)



(単位：%，高齢者名簿調査，地域福祉課)

高齢者名簿調査

65歳以上の者を含む高齢者世帯を対象として、世帯類型の調査を通じ、高齢者世帯の実態調査と災害時要援護者の把握等を目的に毎年6月に民生委員を調査員として、実施しています。

(2) 第1期地域福祉計画の取組の成果

第1期地域福祉計画期間中に重点的に取り組んだ成果は次のとおりです。

■ 地域福祉活動計画のモデル地区の取組

地域福祉活動計画のモデル地区の取組として、米内地区の「ボランティア活動の推進」、太田地区の「地域活動計画の策定」、見前地区の「認知症への対応」をテーマに福祉推進会が地域の福祉課題を解決するため実践活動を行いました。

取組によって住民の意識が向上し、地域での支え合いの有効性が確認されたところ。また、平成25年（2013年）の大雨災害の際には、実際に策定した地域活動計画に沿って円滑に避難支援活動が実施されました。

■ 高齢者サロン等の取組

地域住民による高齢者サロン等については、平成22年（2010年）3月末時点で54箇所で行われていたサロン数が、平成26年（2014年）3月末時点では169箇所まで増加しています。地域で交流の場を設けることで、近隣での助け合いを育むというサロン活動の重要性の理解が各地域で進んでいます。

■ 災害時要援護者避難体制の構築

災害時要援護者避難支援としては、地域への災害時要援護者名簿の候補者に対する登録率及び登録者数は、平成20年（2008年）3月末現在の「42.9%、7,773人」から平成26年（2014年）3月末現在では「49.6%、12,543人」と増加傾向にあります。町内会・自治会への名簿の提供は、99.4%と高い割合になっています。

福祉避難所等の確保のための「災害時における避難支援に関する協定」については、平成22年6月、特別養護老人ホームとの協定を皮切りに、これまでに30団体40施設と協定を締結しました。平成23年（2011年）3月に発災した東日本大震災や平成26年4月の玉山区林野火災では、協定に基づいて「要援護者の避難支援」や「福祉避難所の開設」が行われました。

なお、地域において支援を必要とする人を把握するための取組（いわゆる見守り協定）は、これまでにライフライン事業者等の32団体等と協定が締結されています。

【総括】

各福祉分野における制度に基づいた福祉サービスの充実により、支援が必要な人にサービスが提供される仕組みが構築されつつあり、地域における支え合い活動を推進したことにより、地域におけるサロン活動や福祉マップの作成などの地域福祉活動に関する取組も進んでいます。

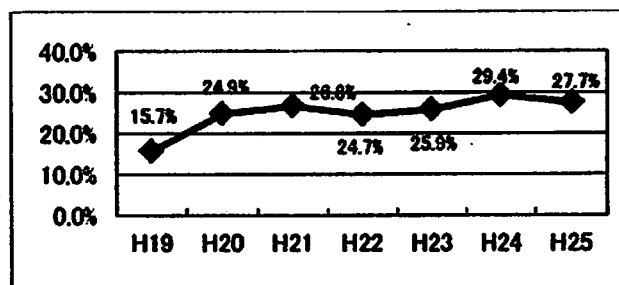
■ 評価項目での振り返り

主だった評価項目での振り返りでは、地域福祉の推進が着実に進んでいることがわかります。

第1章 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち（第1期地域福祉計画各論）

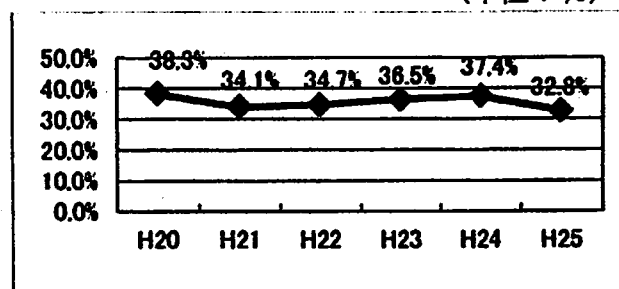
1 福祉教育の推進

○アンケート調査「あなたは、身の回りでボランティア活動が活発に行われていると感じますか。」で「感じる。」と答えた割合は、年々、増加傾向で推移しています。



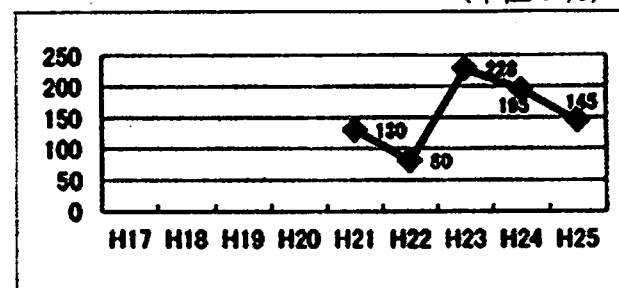
(単位：%)

○アンケート調査「あなたは、この1年間にボランティア活動をしたことがありますか。」で「ある。」と答えた割合は、概ね、横ばいで推移しています。



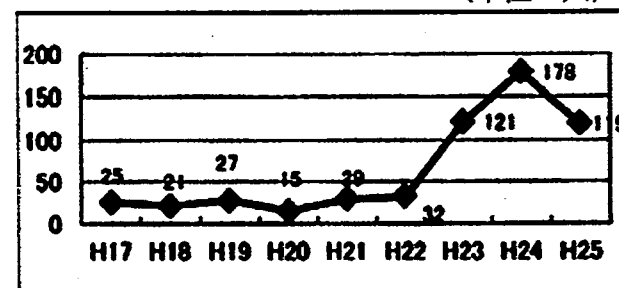
(単位：%)

○ボランティア養成研修事業参加者数は、東日本大震災の年に大幅に増加しましたが、減少傾向に転じています。



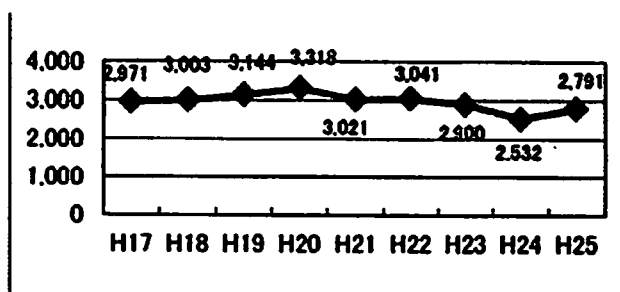
(単位：人)

○高校生ボランティアスクール参加者数は、年々増加しています。平成24年度には震災をテーマに実施したことで、参加者が増加しました。



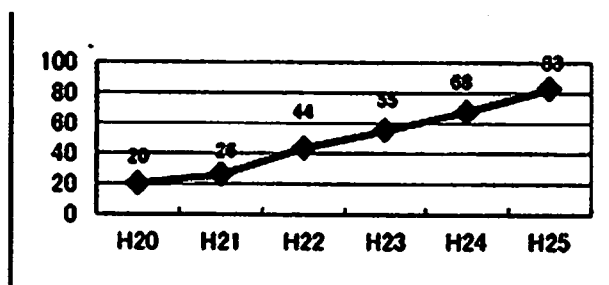
(単位：人)

○介護教室、医療・保健講座事業参加者数は、横ばいで推移しています。



(単位：人)

○認知症サポーターの人数は、認知症の理解が進んでおり、サポーター数は、増加しています。

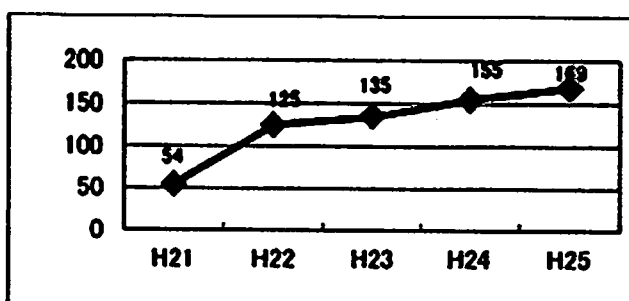


(単位：100人)

2 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備

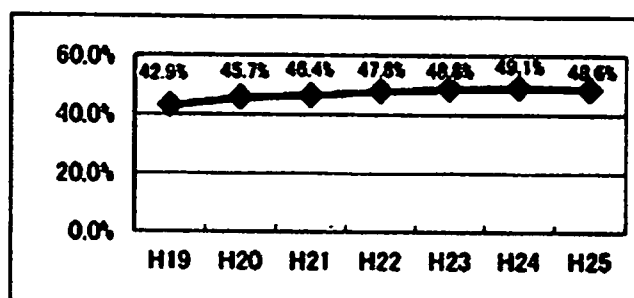
○地域における高齢者サロンの設置数は、地域での理解が進み、サロンは増加しています。



(単位：件)

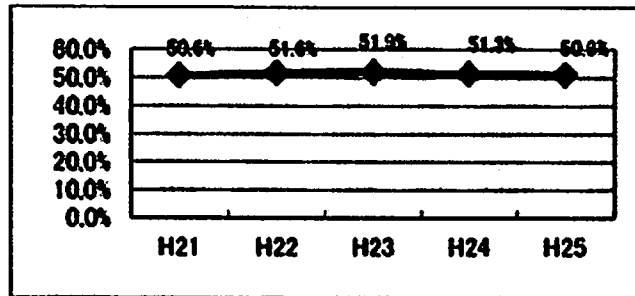
(2) 災害時の体制整備

○災害時要援護者名簿へ登録した人の割合は要援護者の候補者に対して、約半数の方が登録しています。まだ、大丈夫という方も多く、増えない傾向にあります。



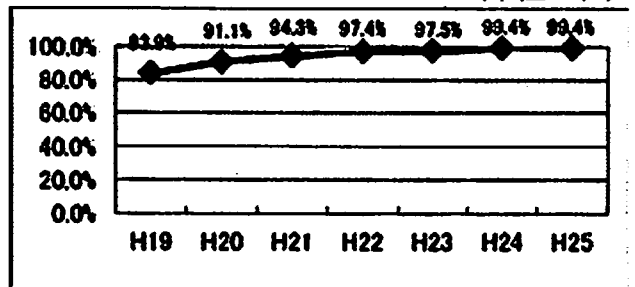
(単位：%)

○登録者に対する地域支援者の割合は、近所の方に地域支援者を依頼することに遠慮がある方も多く、割合は横ばいで推移しています。



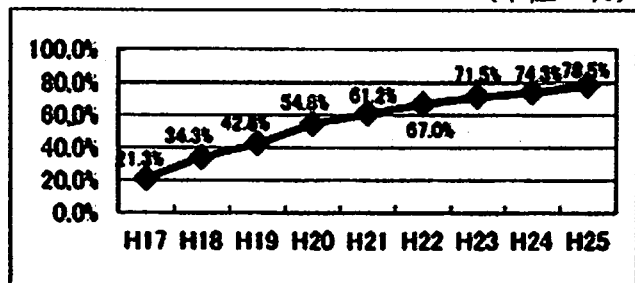
(単位：%)

○災害時要援護者名簿の取扱いに関する協定の締結率は、町内会・自治会の理解が進み、協定締結率は高水準となっています。



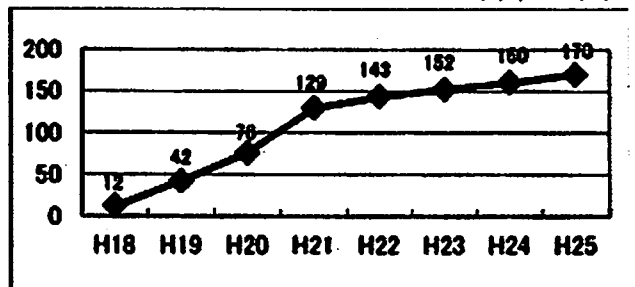
(単位：%)

○自主防災組織の結成率は、年々、結成率が増加しています。



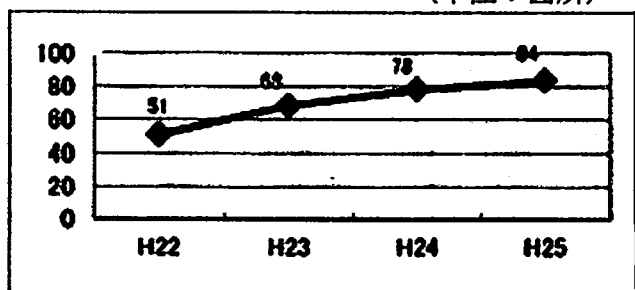
(単位：%)

○地域支え合いマップ（福祉マップ等）作成数は、増加しています。



(単位：箇所)

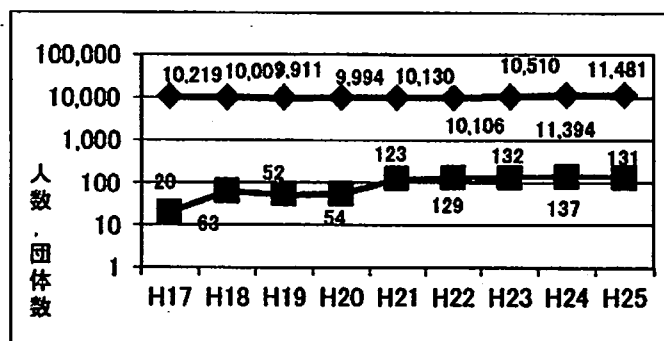
○災害時要援護者避難支援個別計画作成数は、年々、取組が進み、増加しています。



(単位：100人)

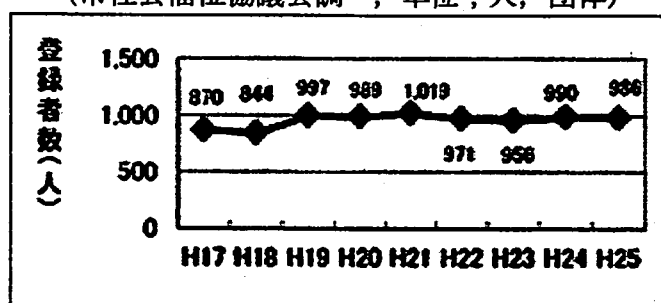
3 人材・事業の育成

○ボランティア登録者数は、横ばいで推移しています。



(市社会福祉協議会調べ、単位；人、団体)

○シルバーメイト事業登録者数(メイトの登録者数)は、横ばいで推移しています。登録して、迷惑をかけたくないとの声もあります。



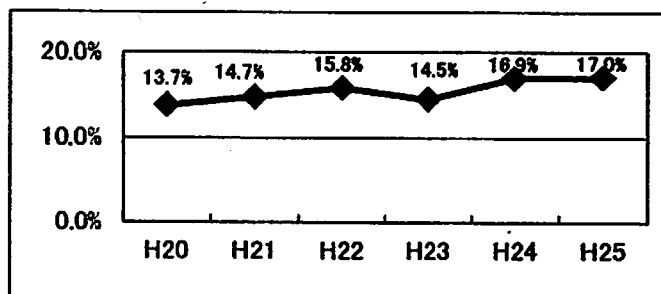
(単位：人)

第2章 福祉サービスが利用しやすいまち(第1期地域福祉計画各論)

1 福祉サービスの基盤整備

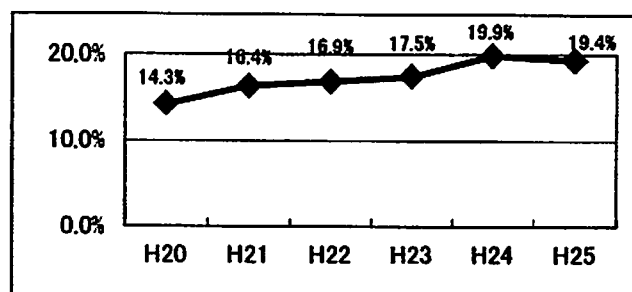
(1) サービスの充実、(2) サービスの質の向上

○アンケート調査「障がい者が安心して生活できるまちづくりや障がい福祉サービスの取組み」について、満足している割合は、増加傾向で推移しています。



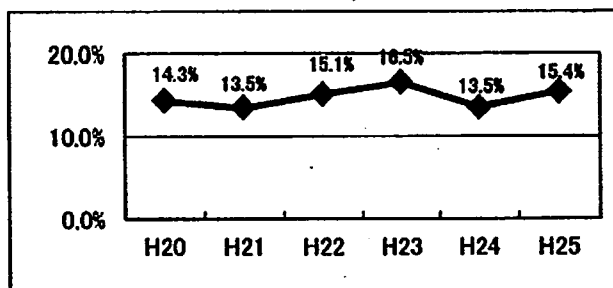
(単位：%)

○アンケート調査「高齢者が積極的に社会参加できる取組みや高齢者福祉サービスの利用しやすさ」について、満足している割合は、増加傾向で推移しています。



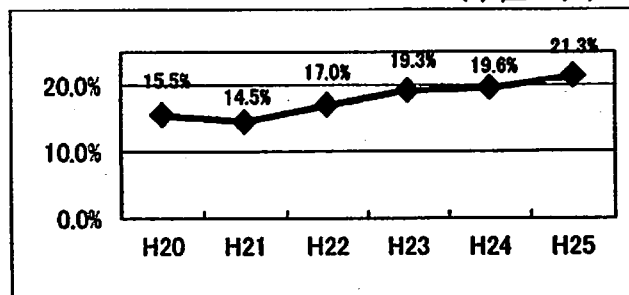
(単位：%)

○アンケート調査「生活保護や医療給付など生活の自立を支援する取組み」について、満足している割合は、横ばいで推移しています。



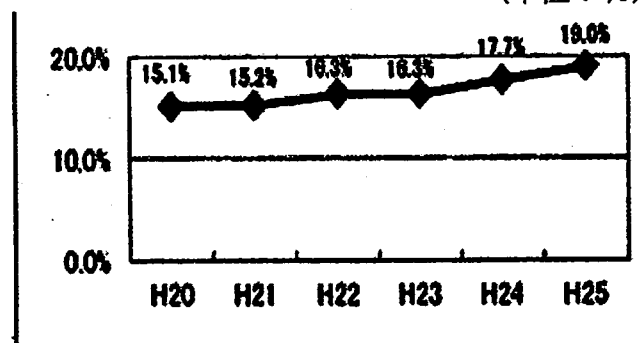
(単位：%)

○アンケート調査「安心して産み・育てられる子育て支援の取組み」について、満足している割合は、増加傾向となっています。



(単位：%)

○アンケート調査「地域ぐるみで人と人が支え合う地域福祉づくりへの取組み」について、満足している割合は、増加傾向となっています。

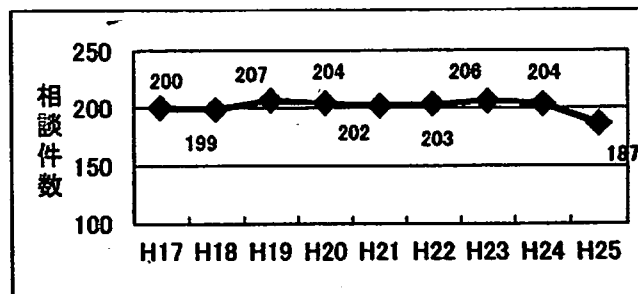


(単位：%)

2 サービス利用を支援するシステムの構築

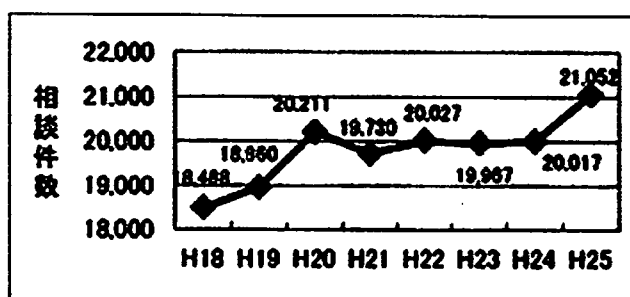
(1) 相談体制の充実、(3) 相談・苦情対応の推進

○民生委員・児童委員への相談件数は、ほぼ横ばいで推移しています。



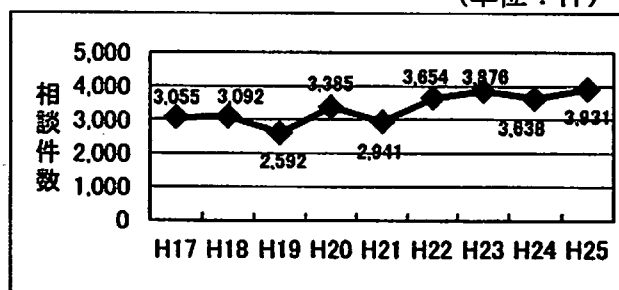
(単位：100件)

○地域包括支援センター、介護支援センターへの相談件数は、近年、増加しています。



(単位：件)

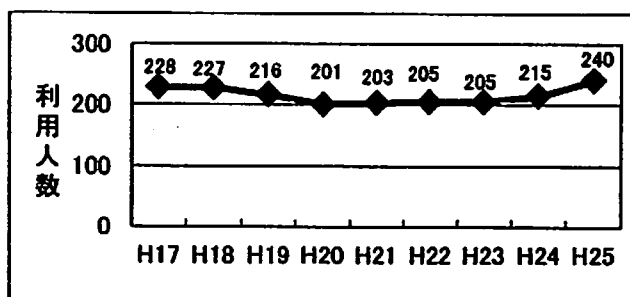
○心配ごと相談、結婚相談、高齢者就労相談の件数は、年々、増加傾向にあります。



(単位：件)

(2) 権利擁護事業の推進

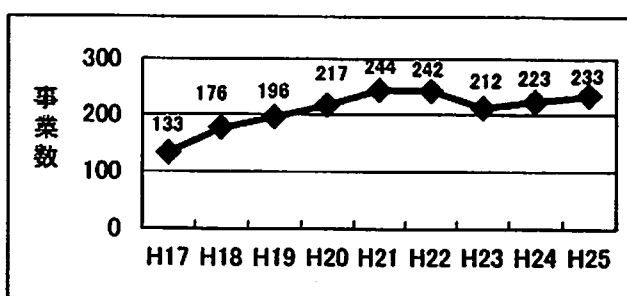
○日常生活自立支援事業の実利用者人数は、増加傾向で推移しています。利用するため待機者もいます。



(単位：人)

(4) 関係機関の連携の推進

○NPO（法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体及び町内会・自治会等を含む）との協働事業数は、増加してきましたが、ここ数年は横ばい傾向で推移しています。



(単位：件)

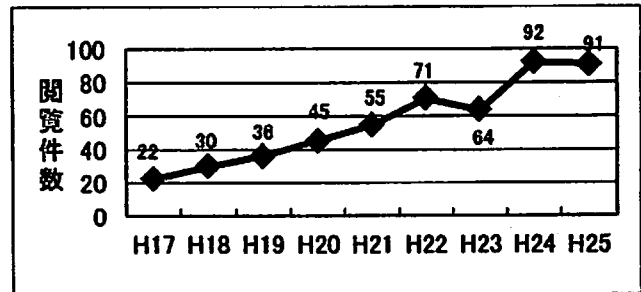
○NPO団体のうち、「保健・医療・福祉の増進を図る活動」を行うこととなっている団体数は、増加傾向で推移しています。



(単位：団体)

3 情報提供体制の整備

○盛岡市ホームページ（保健福祉部）へのアクセス数は、インターネットでの情報取得が多くなっていることを裏付けるように年々、増加しています。

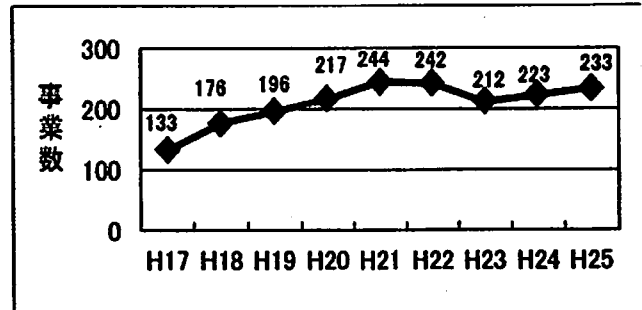


(単位：1000件)

第3章 みんなが地域活動に参加するまち（第1期地域福祉計画各論）

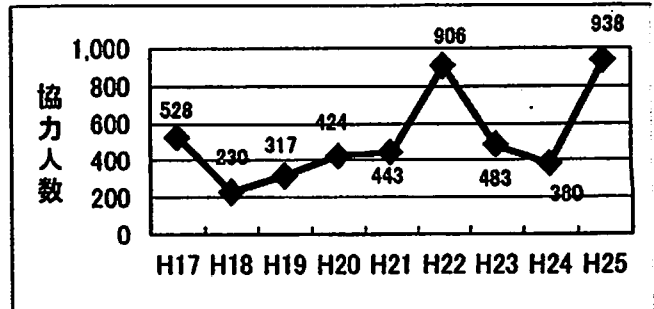
1 ボランティア・NPO・事業者との協働

○NPO（法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体及び町内会・自治会等を含む）との協働事業数は、増加してきましたが、ここ数年は横ばい傾向で推移しています。



(単位：件)

○ボランティアの協力人数は、東日本大震災、大雨災害のあった年にはボランティアセンターが設置されたことから、増加しています。

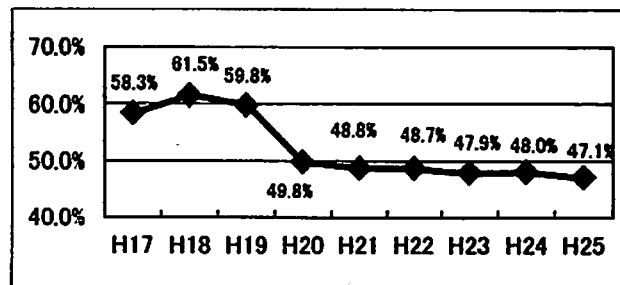


(単位：人)

2 地域活動の推進

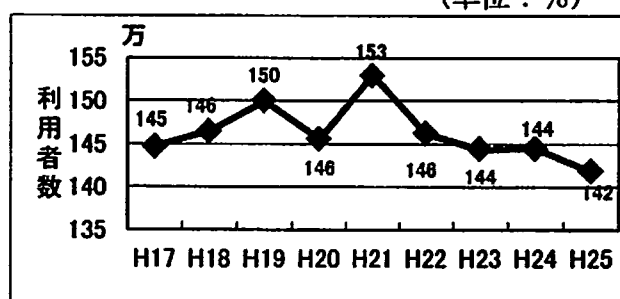
(1) 地域活動への参加の促進

○アンケート調査「地域のコミュニティ活動に参加したことがある」割合は、急激な減少があり、近年は横ばいで推移しています。



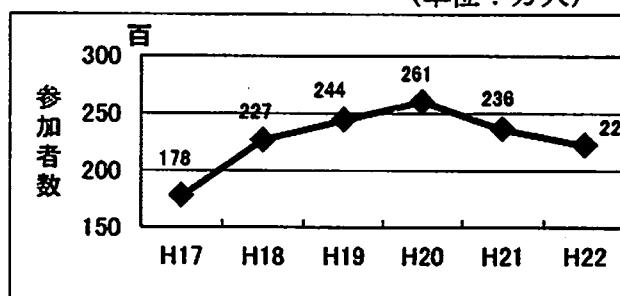
(単位：%)

○地区活動センター、老人福祉センター、児童センター等利用者数は、近年は横ばいで推移しています。



(単位：万人)

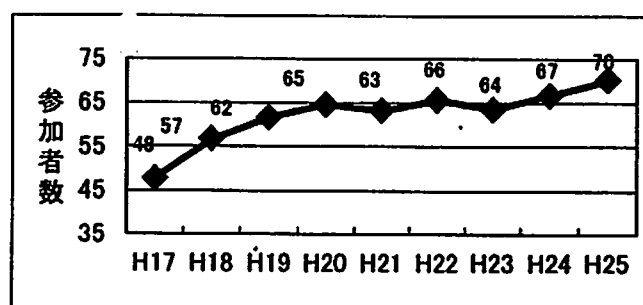
○ふれあいシルバーサロン事業参加者数は、近年は減少傾向にあります。



(単位：100人)

(2) 世代間交流の促進

○世代間交流事業参加者数は、増加傾向にあります。



(単位：100人)

2 地域福祉を取り巻く環境の変化

第2期の計画の策定にあたっては、第1期策定以降の社会の変化に対応した法整備等やワークショップ等により課題等の把握に努め、計画を策定することとします。次のとおり、法整備等の状況や課題等について整理しました。

(1) 直近の法整備等

関係法等	内 容
<p>障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正</p> <p>※障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）</p>	<p>基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するもの。障害者の権利の保護等に関する「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、一部改正を行ったもの。</p>
<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の制定</p> <p>（障害者差別解消法）</p>	<p>障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指しています。</p> <p>国及び都道府県や市町村は、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になることから、障がいのある人への差別解消に率先して取組をしなければならないもの。</p>
<p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正</p> <p>（障害者総合支援法）</p> <p>※地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）</p>	<p>「日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」が基本理念。</p> <p>障がい者に難病患者や発達障害者を加えて対象範囲を拡大し、障害福祉サービスの体系を見直したもの。</p> <p>「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」、「障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援」が明記され、それらの支援を総合的に行うこととするもの。</p>
<p>虐待防止に関する法律</p> <p>・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の制定</p>	<p>・障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資するもの。</p>

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

関係法等	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の制定 ・高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する虐待の禁止，児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に資するもの。 ・高齢者虐待の防止，養護者に対する支援等に関する施策を促進し，もって高齢者の権利利益の擁護に資するもの。
<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て関連3法 ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定 ・就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号） ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号） 	<p>保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識の下に，幼児期の学校教育，保育，地域の子育て支援を総合的に推進するもの。</p> <p>子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度では，認定子ども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付及び地域型保育等への給付の創設，認定子ども園制度の改善，地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むとともに，市町村が実施主体となり，地域ニーズに基づいた計画策定や事業を実施することとされているもの。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の制定 （子どもの貧困対策法） 	<p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう，貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに，教育の機会均等を図るため，子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするもの。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正 ※介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号） 	<p>平成37（2025）年を目途に，高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで，可能な限り住み慣れた地域で，自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう，地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するもの。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の制定 	<p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため，生活困窮者に対し，自立相談支援事業の実施，住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じようとするもの。</p>

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

関係法等	内 容
<p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人保健法（昭和38年法律第133号）、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）</p>	<p>盛岡市が中核市となり、社会福祉法人の設立認可、指導監督等を実施することになったもの。</p>
<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）</p> <p>※災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）</p>	<p>「避難行動要支援者名簿の作成」義務化や「名簿情報を避難支援関係者等へ提供すること」などの規定が設けられ、地域への名簿提供等が明確になったもの。</p>
<p>安心生活創造事業報告書（地域活動における自主財源の確保）</p>	<p>人々のニーズを包括的・総合的に受け止める「総合相談」、認知症や障害等で判断能力が不十分な人を支援する「権利擁護」等の体制づくりが課題、さらに、これらを利用する要援護者が社会に参加し、「自己実現」するための居場所や活動の場づくりが必要となってくると考えるもの。</p> <p>さらに、これらの活動を支援していくための従来の収入源である会費、補助金等のほか、新たな財源として寄附金等の収入源をどう確保するか、「財源を作り出す仕組みづくり」についても、今後継続して検討していかなければならない課題と捉えられているもの。</p>
<p>地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援に関する通知（厚生労働省）</p>	<p>孤立等により地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援が図られるよう取組が求められるもの。</p>

少子高齢社会へのキーワード

○少子化対策（平成26（2014）年版少子化社会対策白書など）

- ・「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた取組や、子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会と多様なネットワークで子育て力のある地域社会の実現、男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランスの実現）
- ・平成25年6月に提言された「少子化危機突破のための緊急対策（少子化社会対策会議決定）」
- ・平成24（2012）年の国の合計特殊出生率は1.41、盛岡市は1.35
- ・子育てにあたって、「地域や職場の取組に対する社会的な支援」やシニア世代の「祖父母力」

など幅広い年齢層の参加促進

- ・「子育て支援のためのネットワークづくり」や「企業・NPO等の連携による子育て支援事業」
- ・地域コミュニティの子育て支援の拠点の確保
- ・男性の働き方の見直し

○高齢化対策（平成24（2012）年に閣議決定された高齢社会対策大綱等）

- ・「高齢者」の捉え方の意識改革，高齢者の意欲と能力の活用，地域力の強化と安定的な地域社会の実現
- ・地域の人々，友人，世代を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」を再構築する必要
- ・高齢者が子育て世代等の若い世帯を支えるなど世代間の交流を促進
- ・孤立化防止のためのコミュニティの強化
- ・医療，介護，予防，住まい，生活支援サービスが切れ目なく，有機的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立

（2）地域福祉ワークショップ等での意見

地域課題を把握のため，アンケート調査，公立学校法人岩手県立大学との協働研究事業，地域ネットワーク会議，民生委員協議会との懇談会，高校生ワークショップ，地域福祉ワークショップ，社会福祉審議会，アドバイザーボード，文献調査等を行い，次のとおり整理しました。

■ 近所付き合いや交流の場の創出

隣近所付き合いが希薄となっていることから，日常的な近隣との関係づくりや交流を目的としたイベント等の交流の場づくりの必要性を挙げる声が多くありました。

■ 活動拠点の整備，新たな社会資源の活用への期待

道路整備や活動拠点の整備に関しては，いくつかの地区で課題となっており，集会施設の未整備の地区からは整備を求める意見がありました。地域内で増えている空き家を積極的に活用してはどうかとの声がありました。

■ 地域活動を支えている人の高齢化と担い手不足

町内会・自治会など地域活動の担い手の減少や役員等の後継者不足等が課題となっており，若手に活動参加をどう促すか，団塊の世代の地域活動への参加を期待する声も多く聞かれました。また，町内会・自治会等に入らない，活動に参加しない傾向がみられ，対策に苦慮しているという意見がありました。世代間交流等の活

動を通じて地域の担い手人材の確保をしたいとの意見がありました。

市民アンケートでは、事業者やNPOとの協働の必要性について、肯定する意見が多く見られました。

■ 除雪、買い物、通院、ごみ捨てなどの日常生活支援ニーズの増加

住民の高齢化や高齢者だけの世帯が増えているため、除雪作業が困難な状況となり、地域内のボランティアによる取組も多く見受けられました。ごみ捨て等の日常生活支援が必要との意見も出ています。

また、交通利便性の確保、日常的な買い物先や医療機関が近所に無い場合、移動手段の確保を含めて不便な状況に置かれている地域がみられました。移動手段の確保、交通利便性の向上が求められています。

■ 地域での避難支援、見守り体制の強化

地域における災害時の体制整備や日常的な見守り活動などが行われていますが、アンケートでは、地域福祉の重要な取組に挙げられています。独居世帯や高齢者だけの世帯が増加しており、安否確認や見守り、老老介護の支援、孤独死の防止などの課題が挙げられています。「個人情報保護」が壁となり、民生委員・児童委員や町内会・自治会等の役員が地域住民の状況を把握しにくくなっている実態があり、災害時など緊急時に備えた助け合い体制の構築に支障をきたしている地域もみられます。

■ 福祉の総合的な展開

1人の生活課題を解決するために、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援（ケースワーク）だけでなく、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践活動であるコミュニティ・ソーシャルワークが必要とされています。

■ 権利擁護事業の推進

日常生活自立支援制度の相談者、利用者が増加しているため、希望しても、利用できるまでに時間がかかっています。成年後見制度への相談が増えていますが、多くは、実際に制度を活用できるまでに至っていない状況です。

■ 福祉教育、ボランティア活動の推進

未来を担う子どもたちへの福祉教育の必要性について、日頃から福祉の体験が必要だとの意見がありました。また、いろいろなボランティアの活動があるということ、理解して取り組みたいという意見がありました。

3 今後、重点的に取り組む必要がある課題等

地域福祉の推進においては、地域を基盤とした重層的で包み込むような支援体制の整備をしながら、「共に支え合い、障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳を持ち、家族や地域の中で安心して自立して暮らせる地域社会」を目指し取り組んでいく必要があります。重点的に取り組む課題を次のとおり、取りまとめました。

■ 福祉ニーズの拡大と多様化や複雑化への対応

社会経済環境や人口構造の変化、特に高齢者の増加に伴い、福祉ニーズの拡大が進んでいるほか、生活困窮者や社会的孤立等の新たな課題もあり多様化、複雑化しています。これまでも、介護保険制度や既存制度の実施で対応してきたところですが、新しいニーズが顕在化してきたことから、国においては、障害者基本法・障害者差別解消法、子ども・子育て関連3法、生活困窮者自立支援法等の法整備が図られたところであり、さらに制度の拡充が求められています。

一方では、サロン活動や見守り活動といった地域住民による支え合い助け合い精神によるインフォーマルなサービスについて期待する声もあります。

地域における民生委員・児童委員等や地域包括支援センターでの相談体制が整ってきています。相談状況をみると、民生委員・児童委員への相談件数は横ばいで推移していますが、高齢者の相談の受け手となる地域包括支援センターや介護支援センターへの相談件数は大幅に増加しています。

生活困窮者や社会的孤立といった新たな課題については、表面化していないケースも多いと思われ、高齢者にのみならず、多様な相談についても対応できる分野横断的なケアマネジメントの充実・拡充を図り、相談支援体制を整備していく必要があります。

市においては、高齢者のみならず、障がい者や生活困窮者等も含めた地域トータルケアシステムの構築を進めながら、支援を必要とする人が適切かつ確実に公的福祉サービスを受けられるだけでなく、インフォーマルな福祉サービスにつながる仕組みづくりをコミュニティ・ソーシャルワークの視点で進める必要があります。

■ 支え合い体制への懸念

少子高齢化が急速に進む中、身近な地域課題の解決には、住民自らの参加と支え合いに期待が寄せられています。

しかし、地域においては、隣近所付き合いの希薄化と活動の担い手が不足してい

るという声があり、支え合い体制の維持についての懸念が挙げられています。日常的な近隣との関係づくりや交流を目的としたイベント等の交流の場づくりの必要性を挙げる声も多くあります。

また、若い人に活動への参加をどう促すかという点に関しては、市内共通の課題となっています。現状のまま推移すれば、今はできている「地域の支え合い」、「地域が担っている機能の維持」等ができなくなることが危惧されています。

他市においては、地域福祉活動の中心として、地区社会福祉協議会（地区社協）があり地域福祉の課題解決に取り組んでいるところもありますが、本市においては、32の地区福祉推進会が地区社協のように、課題解決に向けて積極的に取り組んできた実績があります。今後においても、地区福祉推進会は、地域福祉の推進に欠かせないことから、引き続き活動を強化する支援を行っていく必要があります。

高校生ワークショップでは、子育て支援・高齢者支援に対する提案もあり、高校生は時間があれば地域社会に関わろうとする気持ちがあることが確認できました。

市では、団塊世代の地域活動への参加促進等社会資源の掘り起こしを通じて担い手を確保していくとともに、世代間交流事業等の開催により高校生等の若者に働きかけるなど、人材確保に向けた取組を進めていく必要があります。

■ 日常生活支援の課題

東日本大震災や大雨災害等を経験して、ボランティア意識が高まってきています。認知症サポーターの人数は平成20年度（2008年度）2,037人から平成25年度（2013年度）8,287人まで増加しています。日常生活での課題として、高齢者等の除雪が困難な場合には、地域の支え合いとして、地域内のボランティアで行っている取組事例が見受けられました。

ワークショップでは、高齢化によって、除雪に限らず、買い物、通院、ごみ捨てといった日常生活支援の体制構築が必要との声がありました。ボランティア活動を通じて地域の担い手につながることも含め、ボランティア活動を推進する必要があります。

市内には、老人福祉センター、児童センター、地区活動センター等が設置されていますが、これらの施設には、地区福祉推進会の事務局が置かれており、地域福祉を推進する上で重要な拠点となっています。また、今後も、見守りの対象となる高齢者の増加への対応や地域での子育てを推進するためには、活動の拠点整備が重要と考えられます。

また、身近な場所での居場所づくりに対する期待が寄せられています。地域における高齢者サロンへの理解が進み、平成21年度（2009年度）54箇所から平成25年度（2013年度）169箇所に増加しています。今後は、高齢者にかかわらず、子育てサロン等も含めたサロン活動について、地域で取り組めるよう啓発普及や支援を行っていく必要があります。

地域で支え合う環境づくりを進める上で、集会施設や身近な居場所づくりが欠かせないことから、新しい集会施設整備に加えて、身近な場所にある集会施設の更新や地域に増えてきた空き家を新たな社会資源として活用できないか検討していく必要があります。

■ 災害時の体制整備

自主防災組織の結成率は、平成17年度（2005年度）21.3%から平成25年度（2013年度）78.5%へ、地域支え合いマップ（福祉マップ等）の作成数も平成18年度（2006年度）12箇所から平成25年度（2013年度）170箇所へ増加しています。災害時要援護者名簿を提供するための「町内会・自治会と取扱いに関する協定」の締結率は、平成25年度（2013年度）には99.4%まで上昇しており、多くの地域で見守りや災害時要援護者避難支援が取り組まれています。

一方、住民の中には、町内会・自治会等に入らない、活動に参加しない人達も増える傾向がみられ、対策に苦慮していることや「個人情報保護」が壁となり、民生委員・児童委員や町内会・自治会等の役員が地域住民の状況を把握しにくくなっている実態が指摘されており、災害時など緊急時に備えた助け合い体制の構築に、支障をきたしている例もみられます。

地域全体による防災訓練や支え合いマップづくりなどの具体的な取組を通じて、互いに知り合う機会を増やす等の取組支援や、住民が地域の福祉活動へ参加するよう啓発活動等の取組を進める必要があります。

災害時要援護者の災害時支援関係者に対する情報提供の同意率は約50%ですが、情報提供に同意していない人は、「健康だから」とか、「近くに家族がいる」等の理由となっています。今後は、情報提供への同意がない人で支援が必要だと思われる人には、積極的に制度の趣旨の説明に努めるとともに、災害時において支援体制をとれるよう災害時要援護者名簿等の作成において配慮していく必要があります。

■ 人材の育成と福祉教育の推進

共生社会の実現に向けて、福祉意識を醸成するため、生涯にわたり、各ライフス

ページで、福祉に対する理解や関心を深める機会を持ちながら、福祉の主体的な参加を通じ、誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別にかかわらず、障がいがある人もない人も、互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら共に生活するという考え方（ソーシャルインクルージョン）を学ぶ機会を設けることが求められています。また、同時に、ソーシャルインクルージョンの視点を持って、実践活動が行われる必要があります。

市民アンケートや地域福祉ワークショップでは、高齢化社会の進行により、地域活動の担い手の減少や役員等の後継者不足など、地域における福祉活動を担う人材確保への対策が課題となりました。

生産年齢人口が減少する中にあるのは、社会経済を主となって支える現役世代に仕事に加えて、地域活動にも参加を求めることはなかなか難しい状況にあります。

しかし、見守り等、地域の支え合いについては、今後も期待されることであり、地域活動を担う人材育成を進めるとともに、企業には、地域活動への参加の必要性への理解を深め、ワークライフバランスの確立を推進していくことで、地域活動を担う人材の円滑な世代交代を進める必要があります。

地域福祉推進のため、社会資源の活用を図りながら、地域課題に対応していくコミュニティソーシャルワーカー（CSW）といった人材の確保も必要ですが、地域での福祉活動を推進するためには、市民講座や研修事業を通じ、広く福祉に関する意識を持った人材を育成することも必要と考えます。

福祉教育では、学校で福祉を学ぶだけでなく、赤い羽根共同募金、青少年赤十字といった日頃から、福祉活動の体験やボランティア講座等を通じて、福祉を学ぶ機会づくりを促進する必要があります。今後も、地域内でのボランティア活動が持続できるように、ボランティア活動の啓発活動により担い手の確保に努める必要があります。

第3章 地域福祉施策の推進の方向

1 基本理念（将来像）

「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」

障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳を持ち、家族や地域の中で安心して自立した生活ができる地域社会（共生社会）の実現を目指します。

この計画は、保健福祉分野の個別計画を推進する上での共通する理念の計画とするともに、それぞれの分野固有の施策、達成目標等については、各計画に基づいて推進します。

この基本理念の実現に向けて、次に掲げる基本方針、基本目標、重点的な取組事項に基づく諸施策を推進します。

2 基本方針

市は、市民生活に必要不可欠な福祉サービスや直接提供することが望ましいと判断される福祉サービスなど、行政が提供すべき福祉サービスが、将来にわたり安定して供給する役割や「多様な主体の参画によるまちづくり」を後押しする仕組みや環境づくり、人材育成などに係る役割を担います。

また、地域福祉施策の推進と仕組みづくりなどを通して、幅広い市民の主体的な参加と市民、行政、関係機関、事業者、地縁団体、ボランティア団体・NPOの多様な主体のまちづくりへの参画を推進します。

これらのことを踏まえて、多様な主体の協働の下に、「自助・共助・公助」が相まって、若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うとともに、高齢者や障がい者が社会のさまざまな分野で活躍でき、心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合い充実感を持って、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

3 基本目標

- (1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みを構築します。

(2) 共に支え合うことができる地域環境づくり

一人一人が地域の一員として、共に支え合う意識を持ち、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

(3) 地域福祉を担うひとづくり

支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるために、また、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、お互いに支え合うことができる地域福祉を担うひとづくりを推進します。

4 重点的な取組事項

○地域トータルケアシステムの構築

高齢社会の進行や社会的孤立等地域福祉課題への対応としては、地域力の強化とそれを支える安定的なシステムが不可欠であり、誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持って生きられるように、支援が必要な人に医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等が切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域トータルケアシステムの整備を推進します。

○協働による生活支援の体制の整備

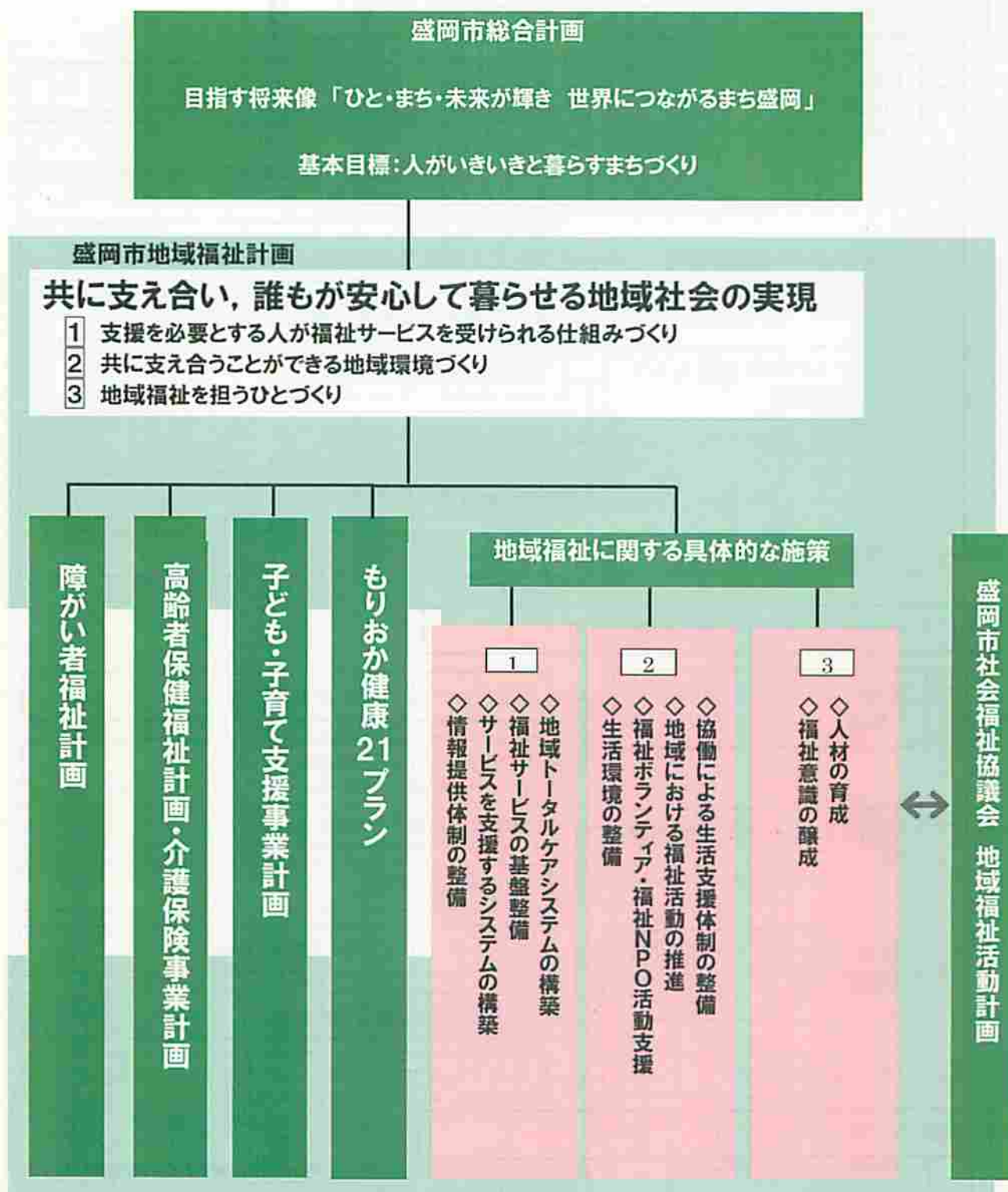
現在、32地区で活動が展開されている地区福祉推進会を中心に、地域住民との協働により、日常的な見守り活動や災害時の連携など地域の支えあい体制の整備を進め、地域福祉の増進を図ります。

また、日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスなど新たな社会資源の開発を支援します。

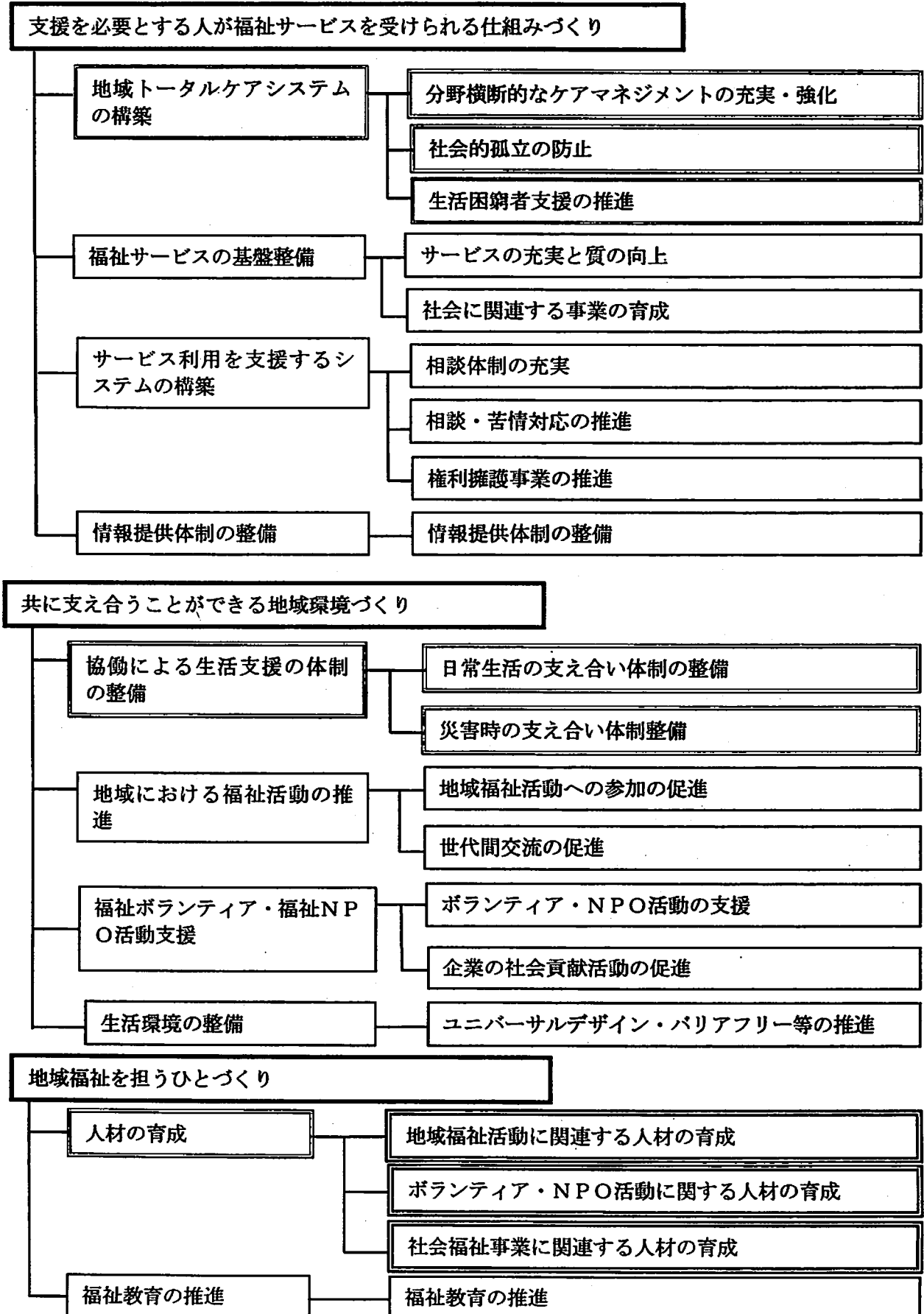
○人材の育成

支援を必要とする人々が、適切なサービスを受けられるように地域福祉コーディネーター等の専門職の配置や地区福祉推進会、民生委員児童委員のような地域福祉の推進役だけではなく、広く市民の福祉に関する意識を高め、地域福祉の担い手の育成を進めます。

(参考) 計画体系のイメージ



5 施策の体系



第2部
各論

第1章

支援を必要とする人が福祉サービスを受けら れる仕組みづくり

第1章 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり

1 地域トータルケアシステムの構築

(1) 分野横断的なケアマネジメントの充実・強化

現状

- ◇ 「盛岡市障がい者福祉計画」, 「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」, 「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」及び「もりおか健康 21 プラン」の各計画の推進により, 支援を必要とする人が, 適切かつ確実に福祉サービスを受けられるよう, ケアマネジメントの充実を図ってきました。
- ◇ 市内には, 市が設置する障がい者相談支援事業所, 地域包括支援センター, 地域子育て支援センター, 保健所などの各相談・支援機関のほか, 県などが設置する県福祉総合相談センター, 県精神保健福祉センター, 盛岡広域圏障害者地域生活支援センターなどがあり, 個別分野ごとの相談支援体制は充実しています。
- ◇ 業務統計によれば, ボランティア団体数は横ばいですが, NPO団体のうち, 「保健・医療・福祉の増進を図る活動」を行うこととなっている団体数は増加傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート(個人)によれば, かかりつけ医, 市役所, 民生委員・児童委員, 福祉サービス業者に相談したいというニーズが高まっています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート(団体)によれば, 地域で安心して暮らすことができる地域づくりに必要なこととして, 「町内会や他団体, 関係機関と連携して, 活動の輪を広げる」と回答した団体の割合は, 高い傾向にあります。

課題

- ◆ 個人や世帯が抱える生活課題は多様化・複雑化しており, 個別分野の相談支援センターだけでは対応が難しいケースが増加しています。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう, 医療や介護, 介護予防, 住まい, 生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。
- ◆ 相談相手としてニーズが高い, かかりつけ医, 民生委員・児童委員, 福祉サービス事業者のほか, 町内会・自治会, 関係団体・機関との連携が, より重要になっています。
- ◆ 生活困窮者の自立支援や子どもの貧困対策においても, 総合的なケアマネジ

トが求められています。

施策の方向

- ◎ 個別分野ごとに設置されている地域包括支援センター，障がい者相談支援事業所，地域子育て支援センターなどの各相談・支援機関の連携や地域福祉コーディネーターの設置などにより，分野横断的なケアマネジメントの充実・強化を推進します。
- ◎ 地域における市民の多様なニーズに対応するため，保健・医療・福祉などの多職種間連携のほか，民生委員・児童委員，ボランティア団体・NPO，市民等の連携により，分野横断的なケアマネジメントを推進します。
- ◎ 分野横断的なケアマネジメントの実効性を確保するため，職員の資質向上や関係課，関係機関との連携の強化により総合的な福祉行政に取り組みます。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「相談・支援機関等における地域福祉コーディネーター数」(↑)	0名	20名
○民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数	17,778件	調整中

※1 成果指標 (●) は，計画の達成度を評価するための指標とします。(以下，同様)

※2 管理指標 (○) は，計画の達成度の評価にあたり参考とする指標とします。(以下，同様)

※3 成果指標・管理指標の各項目のカッコ内の矢印の向きは数値目標等の方向性を示しています。(以下，同様)。

(2) 社会的孤立の防止

現状

- ◇ 平成 24 (2012) 年には，厚生労働省からも孤立等により地域において支援を必要とする人の把握及び適切な支援が図られるような取組が求められています。
- ◇ 平成 24 (2012) 年に閣議決定された高齢者対策大綱によれば，とりわけ一人暮らしの高齢者については，地域での孤立が顕著であることから，見守り等を通じた絆づくりの重要性が指摘されています。
- ◇ 平成 24 (2012) 年には，厚生労働省は，関係機関へ，地域において見守りを必

第1章 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり

要とする人に対する支援に関する取組の推進を呼びかけており、市では、平成24(2014)年からライフライン事業者等と連携した見守り等を通して、支援を必要とする人を適切に把握しながら、社会的孤立の防止に努めています。

課題

- ◆ 民生委員との懇談会や地域ネットワーク会議において、近年、ひきこもりの状態にある人や職を失った中高年の単身者、生活困難を抱える一人暮らしの高齢者やひとり親世帯の親子などが、福祉的支援を必要とする状況になっていても、地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」の問題が取り上げられていません。
- ◆ 社会的孤立の状態にある多くの方は、自ら積極的に社会と関わりを持たない、地域住民等との関わりを拒絶しているなど、把握が難しい状況にあります。

施策の方向

- ◎ ライフライン事業者等や民生委員・児童委員、相談・支援センター、福祉事業所など関係機関との連携を強化し、社会的孤立の状態にある人や世帯に関する情報収集を行いながら、支援を必要とする人の積極的な把握により、社会的孤立の防止に努めます。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定を締結している法人数」(↑)	32 団体	40 団体

(3) 生活困窮者支援の推進

現状

- ◇ 生活保護世帯は、平成25(2013)年度末で3,752世帯と高止まりとなっています。
- ◇ 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護法の改正や生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために新たな制度として、「生活困窮者自立支援法」が制定されたところです。
- ◇ 子どもの貧困対策を総合的に推進する「子どもの貧困対策法」が制定されたところです。

課題

- ◆ まちづくり評価アンケートでみると、保健福祉分野の満足度に関する調査項目において、全般的に満足度が上昇傾向であるのに対し、「生活保護や医療給付など生活の自立を支援する取組」に関する満足度のみが横ばいで推移しており、生活の自立を支援する取組について、適切な制度運営に努める必要があります。
- ◆ 平成 27 (2015) 年度から始まる新たな制度に併せて、生活困窮者の自立支援のための体制を整備し、支援メニューを充実させていく必要があります。
- ◆ 子どもの貧困対策法では、生まれ育った環境で子どもの将来が左右されないよう、ひとり親家庭の支援、教育支援などを通じて、貧困の連鎖を防止するように求められています。

施策の方向

- ◎ 法の趣旨に基づき、生活保護受給者や生活困窮者一人一人やその世帯の状況に応じた自立・就労支援を推進します。
- ◎ 学習支援や居場所づくりなど、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境整備等を推進します。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「生活保護受給世帯から自立した世帯の割合(死亡・移管・失踪等を除く)」(調整中)	調整中	調整中
●業務統計「生活困窮者の自立支援相談の解決率」(調整中)	—	調整中

2 福祉サービスの基盤整備

(1) サービスの充実と質の向上

現状

- ◇ 「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」及び「もりおか健康21プラン」の各計画により、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるよう、サービスの基盤整備を行ってきました。
- ◇ まちづくり評価アンケートでみると、保健福祉分野の満足度に関する調査項目において、「生活保護や医療給付など生活の自立を支援する取組」は横ばいで推移しており、それ以外の取組は満足していると回答する方の割合は増加傾向にあります。

課題

- ◆ 少子高齢化の進行により量的にも増加する福祉ニーズや、多様化・複雑化する福祉課題に対応するため、引き続き福祉サービス基盤の充実と質の向上を図るとともに、インフォーマルな福祉サービスについても、同様の取組を推進する必要があります。
- ◆ 福祉サービスを提供する事業者等が多様化する利用者の個別ニーズに対応できるよう、運営体制の強化や職員の資質の向上に努める必要があります。
- ◆ 社会福祉法人の在り方等に関する検討会で提言されているように、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することが求められています。

施策の方向

- ◎ 各計画等の目標に応じたサービス基盤の整備を図るために、事業者や各種団体などのサービス提供者の育成支援及び制度の周知に努めることにより、サービスの充実と質の向上に取り組みます。
- ◎ 社会福祉事業者向けの研修の周知などを通じて、福祉サービスを提供する事業者等の経営体制の強化、社会福祉法等に基づく社会福祉法人や社会福祉施設等の指導等、福祉サービス第三者評価の普及推進など、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●まちづくり評価アンケート「各保健福祉分野における満足度に関する調査項目」	調査中	調整中

(2) 福祉に関連する事業の育成

現状

- ◇ 業務統計によれば、福祉サービスを担う事業所数は増加傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（団体）によれば、地域で安心して暮らすことができる地域づくりに必要なこととして、「町内会や他団体、関係機関と連携して、活動の輪を広げる」と回答した団体の割合は前回調査と比較して低くなっていますが、依然として回答した団体の割合が高い傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、隣近所で困っている人に手助けできること、手助けしてほしいことを比較して見ると、安否確認、話し相手など気軽に出来るもののほか、ちょっとした買い物や家事、ごみ出しや玄関前の除雪など日常生活支援でも、手助けできると回答した人の方が大きく上回っています。

課題

- ◆ 福祉ニーズは量的に増加するだけでなく、多様化・複雑化しており、市民の福祉ニーズに合った多様なサービスを提供するため、行政や民間事業者だけでなく、NPOなど多様な主体が事業に参画されることが期待されています。
- ◆ 業務統計によれば、NPOとの協働事業数は横ばいとなっていますが、共通の目的に対して、個別の活動で取り組むより、多様な主体による協働の推進により取り組んだ方が、高い成果を期待できます。
- ◆ 公的な福祉サービスだけでなく、インフォーマルな福祉サービスとして、買い物支援などの日常生活支援に関する新しい事業の創出が求められています。

施策の方向

- ◎ 事業者やNPOなど幅広い事業主体の福祉関連事業への参加を促進します。
- ◎ 地域福祉をキーワードとした協働の事業を促進しながら、日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスの育成に取り組みます。

第1章 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり

成果指標・管理指標

指標	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「福祉に関する事業所数」(調整中)	調査中	調整中

3 サービス利用を支援するシステムの構築

(1) 相談体制の充実

現状

- ◇ 地域包括支援センターや地域子育て支援センターなど、個別分野ごとの専門的な相談支援体制は充実しています。
- ◇ 平成17(2007)年度は544名であった民生委員・児童委員の定数を平成25(2013)年度までに574名まで増員することで、地域における相談支援体制の充実を図ってきました。
- ◇ 地域包括支援センターなどが中心となって開催される地域ネットワーク会議やケア会議の開催などにより、相談支援体制を推進してきました。
- ◇ 地域福祉計画アンケート(個人)によれば、身近な相談相手としては、家族・親類、知人・友人と回答する人の割合が多くなっているほか、かかりつけの医師、市役所、福祉サービス事業者と回答している人の割合が増加傾向にあります。

課題

- ◆ いつでも、誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近なところにあることにより、多くの問題の把握が可能となり、課題解決の機会が増えることから、それぞれの地域において相談体制を整えることが求められています。
- ◆ 地域トータルケアの推進に当たり、地域で把握されたニーズに対して、専門的に対応できる保健・医療・福祉の相談体制の充実と連携を強化させる必要があります。
- ◆ 平成25(2013)年に提言された「少子化危機突破のための緊急対策」によれば、利用者が相談しやすい電話・メール相談体制の充実などの環境整備が求められています。
- ◆ 福祉に関するニーズが多様化・複雑化する中で、ひきこもりなどの社会的孤立など、サービス利用に結びつきにくいケースを積極的に把握する体制が求められています。

施策の方向

- ◎ 福祉と保健・医療分野の連携を推進し、身近な地域での相談体制の充実を図ります。
- ◎ 身近な相談者である民生委員・児童委員や相談窓口等の周知などにより、誰も

第1章 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり

が相談しやすい環境づくりに努めます。

- ◎ 地域福祉コーディネーター等の配置や職員の資質向上などにより、包括的な相談支援体制の充実を推進します。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「民生委員・児童委員への相談件数」(↑)	18,663 件	20,000 件
●業務統計「地域包括支援センター、介護支援センターへの相談件数」(↑)	21,052 件	調整中

(2) 相談・苦情対応の推進

現状

- ◇ 業務統計によれば、地域包括支援センターなど専門的な相談支援機関の相談件数は、増加傾向にあります。
- ◇ 業務統計によれば、身近な相談相手である民生委員・児童委員の相談支援件数は、横ばいで推移しています。

課題

- ◆ 福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、福祉サービス等が細分化・高度化されており、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを受けるためには、今まで以上に、利用者等からの相談や苦情に対し、的確に対応することが求められています。
- ◆ 相談体制は充実されてきていますが、地域福祉計画アンケート（個人）によれば、サービスに不満や疑問を感じた場合のその後の対応として、「サービスを受ける側なので、諦めた」と回答する人の割合が高くなっており、未然に防止したり、気軽に相談しやすい環境を整備する必要があります。

施策の方向

- ◎ 福祉事業所や専門的な相談支援機関の職員の質の向上のための研修制度の周知や民生委員・児童委員の研修制度の充実により、相談・苦情対応の推進を図ります。

第1章 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり

- ◎ ケアマネジメント機能の充実や関係機関・団体の連携を強化することで、相談・苦情対応の推進を図ります。
- ◎ 市社会福祉協議会と連携し、福祉サービスに対する苦情の早期解決と苦情解決機関の市民への周知に努めます。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H24)	目標値 (H34)
●地域福祉計画アンケート調査「サービスの内容に不満や疑問を感じた場合のその対応についてサービスを受ける側なので、諦めた」と回答する人の割合(↓)	38.6%	30.0%

(3) 権利擁護事業の推進

現状

- ◇ 地域包括支援センターなどにおいて、権利擁護に関する相談件数が増加しています。
- ◇ 日常生活自立支援事業の利用者人数は増加傾向にあります。
- ◇ 高齢者や障がい者等の消費者被害を未然に防止するため、市消費生活センター、警察署などの関係機関や民生委員・児童委員と連携し、意識啓発を行っています。

課題

- ◆ 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの内容を、福祉サービス提供者とともに、利用者やその家族等の理解を深めるための広報活動が必要です。
- ◆ 成年後見に関する相談件数の増加は、成年後見制度の利用者の増加より強い傾向にあり、適切な利用につなげる体制を整備する必要があります。
- ◆ 障がい者、高齢者、児童などの虐待防止に関する法整備が進んでおり、権利擁護に関する社会的な要請が高まっています。
- ◆ 消費者被害では、高齢者や障がい者などが被害に遭いやすい傾向にあります。

施策の方向

- ◎ 権利擁護事業を必要とする人が、適切にサービスを受けられるように、権利擁護に関する制度について、市民や福祉サービス事業者などが広く理解を深められる広報活動を進めるとともに、権利擁護事業を推進します。
- ◎ 関係機関等との連携により、虐待の防止、早期発見・対応に努めます。

第1章 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり

- ◎ 高齢者や障がい者などの消費者被害を未然に防ぐため、関係機関と連携を強化します。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●成年後見制度に関する相談件数	198 件	調整中
●日常生活自立支援事業の実利用者人数	240 件	調整中
●虐待認定件数	調整中	調整中
●消費者被害件数 (高齢者, 障がい者)	調査中	調整中

4 情報提供体制の整備

(1) 情報提供体制の整備

現状

- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、知りたい情報としては、「福祉サービスや健康サービスの利用方法についての情報」と回答する方の割合が高くなっています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、一般的な福祉情報は「広報もりおかから情報を得る」と回答する人の割合が多く、また、「インターネットから情報を得る」と回答する人が増加しており、関係するホームページへのアクセス数も増加傾向にあります。

課題

- ◆ 福祉サービスが細分化・高度化し、多様な主体から提供され、サービスの充実が進むことで、支援を必要とする人が、自分に合ったサービスを選択し、利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に提供されることが求められています。

施策の方向

- ◎ 情報を必要とする人が、見やすく、分かりやすく、入手しやすい情報を受け取ることができるよう、「広報もりおか」や「福祉もりおか」などの広報紙の活用、制度や事業に関する冊子などの配布のほか、利用頻度が増加傾向にあるインターネットによる情報提供の充実も図りながら、市民に分かりやすい情報提供に努めます。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
○業務統計「盛岡市ホームページ ウェブもりおか（福祉・保健関係）への訪問者数」	699,846 件	—
○業務統計「盛岡市社会福祉協議会ホームページへのアクセス数」	90,916 件	—

第2章

共に支え合うことができる地域環境づくり

第2章 共に支え合うことができる地域環境づくり

1 協働による生活支援体制の整備

(1) 日常生活の支え合い体制整備

現状

- ◇ 地域福祉ワークショップ，地区民生委員協議会との懇談会等で出された意見で見れば，老人福祉センターなどを拠点とした地区福祉推進会を中心に，民生委員・児童委員シルバーメイト，地域住民による見守り活動や支え合いマップ作成など地域における支え合い活動が積極的に行われています。
- ◇ 地域福祉ワークショップ，地区民生委員協議会との懇談会等で出された意見で見れば，買い物，除雪など日常生活支援に対するニーズが増加傾向にあります。
- ◇ 地域支え合いマップが作成されている地域は増加傾向にあり，災害時における助け合いにおいても役割を發揮しております。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば，隣近所で困っている人に手助けできること，手助けしてほしいことを比較して見ると，安否確認，話し相手など気軽に出来るもののほか，ちょっとした買い物や家事，ごみ出しや玄関前の除雪など日常生活支援でも，手助けできると回答した人の方が大きく上回っています。
- ◇ 第1期計画で推進してきたサロン活動も増加傾向にあり，地域で交流の場を設けることで，近隣での助け合いを育むというサロン活動の重要性と理解が各地域で進んでいます。

課題

- ◆ 少子・高齢化の進行により，日常生活支援に対するニーズが高まる一方で，地区社会福祉協議会の機能を担ってきた地区福祉推進会の活動に参加する人の高齢化や担い手不足などにより，地域での支え合い体制を維持するができなくなることが懸念されています。
- ◆ 一部の地域においては，拠点となる老人福祉センターなどの施設の整備が遅れていたり，老朽化が進んでおり，拠点機能の低下が懸念されています。
- ◆ 地域における支え合い体制づくりに資する地域支え合いマップは，5割強の地域で作成されておらず，また，作成された地域においても，内容が更新されていないなどの課題があります。

第2章 共に支え合うことができる地域環境づくり

- ◆ 地域との身近な交流やつながりの場としてのサロン活動の取組が遅れている地域もあるほか、多様な居場所づくりというニーズに対応した子育てサロンなど、テーマ型のサロン活動も求められています。
- ◆ 多様化・複雑化する福祉課題に対応するため、公的な福祉サービスだけでなく、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービス、コミュニティビジネスなど、新しい社会資源の開発が求められています。

施策の方向

- ◎ 老人福祉センター、児童センター及び地区活動センター等を拠点とし、地区福祉推進会を中心とした、民生委員・児童委員、シルバーメイト、地域住民などによる見守り活動のほか、除雪や買い物支援などの日常生活支援について、モデル地区を設定し、調査研究を行いながら、継続的な取り組みできるような支え合い体制の整備を推進します。
- ◎ 共に支え合うことができる地域環境づくりを進めるため、空き家などの社会資源の活用も検討しながら、拠点づくりを支援します。
- ◎ 民生委員・児童委員の相談支援や地域支え合いマップの作成などを通じて、日常生活支援に必要な社会資源の開発を促進します。
- ◎ 町内会・自治会単位の地域型のサロン活動のほか、子育てサロンなどテーマ型のサロン活動など、誰もが気軽に参加できる身近な地域などでの交流の場や居場所づくりを促進します。
- ◎ 日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスなどにつなげるため、新たな社会資源の開発や掘り起しを支援します。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「シルバーメイトのメイト数(見守る側)」(↑)	986人	1,200人
●業務統計「地域支え合いマップ作成数(累計)」(↑)	170カ所	230カ所
●業務統計「地域におけるサロン設置数(累計)」(↑)	169カ所	調整中
○業務統計「老人福祉センター、児童センター、地区活動センター等利用者数」	1,418,460人	—

(2) 災害時の支え合い体制整備

現状

- ◇ 平成 19 (2007) 年から災害時要援護者名簿を整備するとともに、町内会・自治会等、民生委員・児童委員、地域住民、社会福祉協議会、ボランティアの協力を得ながら、地域の高齢者や障がい者の災害時における避難支援体制の整備に努めてきました。
- ◇ 平成 22 (2010) 年度に策定した災害時要援護者避難支援ガイドラインに基づき、個人が作成した個別計画等を、緊急時の持ち出し用の「あんしん連絡パック」として配布し、災害時における避難支援に取り組みました。
- ◇ 災害時における地域での支え合い体制づくりを促進するための取組である、地域支え合いマップの作成数や自主防災組織の結成率も増加傾向となっています。
- ◇ 日本赤十字社や社会福祉協議会を窓口として、災害救護をはじめとする地域のニーズに応じた社会福祉活動等に幅広く参加・協力しているNPOやボランティアの活動の支援に努めており、平成 23 (2011) 年の東日本大震災や平成 25 (2013) 年の大雨の災害時には、ボランティアセンターの設置や救援物資の提供を行いました。また、災害時においては、多くのボランティアが災害復旧活動に参加しています。
- ◇ 東日本大震災のほか、平成 26 (2014) 年玉山区内での林野火災時においては、社会福祉法人等と連携し、要支援者の避難支援や福祉避難所の開設を行うことなどで、要支援者の避難支援に努めました。

課題

- ◆ 東日本大震災や、大雨災害などを経験して、災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、普段から防災に対する意識を持つことや日頃の近所づきあい、地域での取組が重要であることを改めて確認したところです。
- ◆ 防災に対する市民一人一人の意識の向上を図ることはもちろん、各地域において活動が期待される自主防災組織の結成など地域の連携体制構築について、引き続き町内会・自治会等を通じた働きかけを行う必要があります。また、自主防災組織が結成されている地域においては、災害時に自主防災組織が有効に機能するよう、平時における取組を促進する必要があります。
- ◆ 災害対策基本法の改正により避難行動要支援者避難支援計画の策定や要支援者の名簿整備が義務化されるなど、今まで以上に積極的な取組みが求められていま

す。

- ◆ 避難行動要支援者避難支援の実効性を高めるため、地域全体による防災訓練や地域支え合いマップづくりなど取組を支援する必要があります。

施策の方向

- ◎ 避難行動要支援者避難支援計画を策定し、市と地域等との協働の下、災害時における避難支援を円滑に行えるように取組を進めます。
- ◎ 災害発生時における被害の軽減や早期復旧を図るために、災害ボランティアセンターや福祉避難所などの円滑な設置・運営が出来るよう、市社会福祉協議会や社会福祉事業者等との連携を強化します。
- ◎ 日常生活の支援体制が災害時においても、避難支援等に活かされるような仕組みづくりを支援します。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「避難行動要支援者で個別計画を作成している者のうち、地域支援者を登録している者の割合」(↑)	50.9%	60.0%
●業務統計「自主防災隊の結成率」	78.5%	調整中

※自主防災隊の結成率 = (自主防災組織に加入している世帯数) ÷ (市内世帯数) × 100

2 地域における福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動への参加の促進

現状

- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、地域活動全般で、参加者が減少傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、大半の方は、近所の人と顔を合わせれば挨拶する関係にあります。また、地域活動の内容を知らず、内容によっては活動に参加しても良いと考える人も多く存在しています。

課題

- ◆ 町内会・自治会等の役員や地域住民の高齢化による地域活動の停滞が懸念されます。
- ◆ 地域活動を活性化するためには、活動に参加できる潜在的な層の掘り起しが求められています。
- ◆ 地域活動に参加しない理由として、「仕事を持っているので時間がない」と回答する人の割合が5割弱と高い傾向が続いているほか、「健康や体力に自信がない」と回答する人の割合が高くなっております。

施策の方向

- ◎ 年齢等に関わらず、障がいのある人もない人も、誰もが地域の一員であり、気軽に活動に参加できるような環境づくりと、団塊の世代など潜在的な担い手の掘り起こしを促進します。
- ◎ 地域における福祉活動の重要性の理解を深めるため、関係機関・団体等と連携して、各種福祉活動等の周知に努めます。
- ◎ 働いている世代も、仕事と生活の調和を図りながら地域活動に参加できる環境づくりについて、企業等への理解を得られるよう働きかけします。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがある」割合	47.1%	調整中

(2) 世代間交流の促進

現状

- ◇ 業務統計によれば、世代間交流事業への参加者数は増加傾向にあります。
- ◇ 地域福祉ワークショップでの意見等によれば、世代間交流事業の重要性を指摘する意見が多く出されています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、若い世代では、世代間交流への参加経験がありますが、参加意向が低い傾向にあります。一方で、若い世代には祭りのように参加意向が高いものもあります。
- ◇ 高校生を対象とした地域福祉ワークショップでは、高校生からも、高齢者や子どもとの交流事業について積極的な姿勢が示されています。

課題

- ◆ 地域福祉ワークショップの意見等から、世代間交流は、地域活動の活性化に資するものとして認識されていますが、若い世代の参加が課題となっています。
- ◆ 多様な主体の参加を促進するためには、参加する側の意欲を醸成する工夫が必要となります。
- ◆ 高齢社会対策大綱によれば、世代を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いや、高齢者が多様な経験等を活かし、子育て世代等の若い世帯を支えるなど世代間の交流が促進されていくなどの「地域力」の強化を図ることが重要であると指摘されています。

施策の方向

- ◎ 多様な世代の参加を促進するため、世代間交流に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ◎ 若い世代の意見を取り入れた世代間交流の機会の創出を促進します。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「世代間交流事業参加者数」	7,011 人	調整中
●業務統計「高齢者ふれあいの会参加者数」	4,856 人	調整中

3 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援

(1) ボランティア・NPO活動の支援

現状

- ◇ ボランティアを育成するため、市社会福祉協議会等が各種講座を開催しています。また、支援活動として各ボランティア団体への助成、情報の提供、福祉教育のための講師派遣、連絡調整などを行っています。
- ◇ ボランティア団体数は横ばいで推移していますが、保健・医療・福祉の増進を図る活動を行うことになっているNPO法人数は増加傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（団体）によれば、地域で安心して暮らすことができる地域づくりに必要なこととして、「町内会や他団体、関係機関と連携して、活動の輪を広げる」と回答した団体の割合は前回調査と比較して低くなっていますが、以前として回答した団体の割合が高い傾向にあります。

課題

- ◆ ボランティアの交流、情報交換への参加人数は減少傾向にあり、ボランティア団体・NPO活動における担い手の高齢化や担い手不足による活動の停滞が懸念されます。
- ◆ 多様化・複雑化する福祉課題に対応するため、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービス、コミュニティビジネスなど、新しい社会資源の開発が求められています。

施策の方向

- ◎ 市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催し、福祉活動や災害活動に対応できるボランティアの養成のほか、ボランティア団体・NPO活動を支援します。
- ◎ 地域トータルケアシステムや地域における日常生活支援体制の中で、ボランティア・NPO活動が効果的に行われるよう、支援します。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体登録数」	131 団体	調整中

(2) 企業の社会貢献活動の促進

現状

- ◇ 近年における福祉課題に対する民間企業の社会貢献活動として、福祉避難所の協定のほか、企業によるひとり暮らし高齢者等の見守りや、認知症高齢者のサポートなどが挙げられます。
- ◇ 安心創造生活事業推進検討会によれば、地域福祉活動の自主財源を確保するため、寄附付きの自動販売機の設置などにより寄付収入の確保や商店街のポイント制度を活用するなど支え合いの取組の果実が地域に還元される仕組みの構築などが提言されています。
- ◇ 社会福祉法人の在り方等の関する検討会によれば、社会福祉法人の社会貢献活動の義務付けが提言されています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（団体）によれば、活動を行う上で困っている事項として、メンバーが不足している、活動資金の調達に苦労していると回答する団体の割合が高くなっています。

課題

- ◆ 企業の社会貢献活動に対する意識の高まりを、福祉課題の解決に結びつける対応が必要となります。
- ◆ 事業者は、さまざまな専門知識や施設などを有しており地域福祉を推進する重要な担い手で、地域活動の活性化を促進するため、事業者の参加が望まれます。
- ◆ 赤い羽根共同募金の実績は、平成 19（2007）年度以降、全体として減少傾向にあり、福祉活動の財源不足が懸念されます。
- ◆ 仕事を理由に地域活動に参加できていないと回答する人も多いため、地域活動の参加を促進するためには企業の理解も必要になると考えられます。
- ◆ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、参加しない理由として、「仕事を持っているので時間がない」と回答する方の割合が5割弱と高い傾向が続いています。

施策の方向

- ◎ 見守り協定や認知症高齢者のサポートなど、企業の特性を活かした協働事業を取り組みながら、企業の社会貢献活動の促進に努めます。
- ◎ 事業者も地域の一員であることから、地域と事業者との協働が進むよう事業者の地域活動への参加意識の啓発に努めます。

第2章 共に支え合うことができる地域環境づくり

- ◎ 赤い羽根共同募金への協力などを通して、企業の社会貢献活動を促進します。
- ◎ 働く世代が、仕事と生活の調和を図りながら地域活動に参加できる環境づくりについて、企業等への理解を得られるよう働きかけます。

成果指標・管理指標

指標	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「赤い羽根共同募金（法人募金）」	4,192,346 円	調整中
●まちづくり評価アンケート「アンケート調査「地域のコミュニティ活動に参加したことがある」割合（20～50歳代）」	集計中	調整中

4 生活環境の整備

(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の推進

現状

- ◇ 市有施設のバリアフリー工事や点字ブロックの設置、オストメイト対応トイレの整備のほか、パーキングパーミッド制度の推進を図るなど、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組んできました。
- ◇ 盛岡市公式ホームページで、日常的に利用される施設等を中心にバリアフリー化された施設の情報発信による利便性の向上を図るとともに、環境整備の重要性について周知啓発しました。
- ◇ 障がいのある人に対する差別をなくすることで、障がいがある人もない人も共に生きる社会を作ることを目的とした「障害者差別解消法」が制定されています。

課題

- ◆ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、地域福祉の充実には、ユニバーサルデザインやバリアフリー等の生活環境に対するニーズが高いため、今後も生活環境の整備を推進する必要があります。
- ◆ 障がい者や高齢者などが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるように、今後もユニバーサルデザイン化やバリアフリー化などハード面だけでなく、ソフト面においても、誰もが利用しやすい生活環境の整備を今後も進める必要があります。

施策の方向

- ◎ 国が定めた法律や県の条例等関連法令との整合をとりながらひとにやさしいまちづくりの推進に努めます。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H24)	目標値 (H34)
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較して、生活環境の整備が進んでいると回答した人の割合」(↑)	37.8%	45.0%

第3章

地域福祉を担うひとづくり

第3章 地域福祉を担うひとづくり

1 人材の育成

(1) 地域福祉活動に関連する人材の育成

現状

- ◇ 誰もが地域で安心して暮らしていくためには、多様な主体による、公的な福祉サービス、インフォーマルな福祉サービスや福祉活動が必要となり、これらは、見守り、安否確認など多くの人を取り組めるものから、介護サービス等の高度な知識や技術を必要とするものまで、幅広い福祉サービスや福祉活動があります。

課題

- ◆ 地域福祉計画アンケートや地域福祉ワークショップから、地域福祉活動の中心的な担い手の高齢化や活動に参加する人の減少により地域活動の停滞が懸念されています。
- ◆ このような中においても、地域福祉計画アンケートによれば、活動内容によっては地域活動に参加して良いと回答する人の割合も一定程度あり、多様な世代の参加を促すには、参加するきっかけづくりが求められています。

施策の方向

- ◎ 日常生活の支え合い活動など、地域における福祉活動を推進できる中核的な人材の育成支援を推進します。
- ◎ ニーズに対応した研修会の開催ほか、地域における福祉活動の参加を促進しながら、地域で福祉活動を担う人材の育成支援を推進します。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「地域福祉活動の中核的な担い手の育成を目的とした研修会に参加した受講者数」	—	調整中
●業務統計「地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会に参加した受講者数」	—	調整中
●業務統計「認知症サポーター数」(↑)	8,287 人	調整中

(2) ボランティア・NPO活動に関する人材の育成

現状

- ◇ ボランティア登録者数は全体として、横ばいで推移しています。
- ◇ 盛岡市社会福祉協議会が実施する各種ボランティア養成講座の受講者数が一定程度確保されていることから、ボランティアに対する興味関心があることが分かります。

課題

- ◆ 福祉ニーズが増加する中で、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、インフォーマルな福祉サービスや福祉活動も求められており、多様なサービス等の担い手の確保や育成を支援する必要があります。
- ◆ 災害発生時における被害の軽減や早期復旧を図るために、自主的な活動を行うボランティアやNPOが災害時に幅広い知識や技能を持って迅速かつ的確に活動できるよう市社会福祉協議会等と協力して養成していく必要があります。
- ◆ 多様化・複雑化する福祉課題に対応するため、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスや福祉活動、コミュニティビジネスの担い手として、ボランティア・NPOに期待が寄せられています。

施策の方向

- ◎ 市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催するほか、情報交換会の開催等により、福祉活動や災害活動に対応できる人材の育成支援を促進します。
- ◎ 日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉活動やコミュニティビジネスに取り組むボランティア・NPOの担い手の育成を支援します。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「ボランティア養成研修事業参加者数」(→)	119人	調整中
●業務統計「盛岡市社会福祉協議会へのボランティア登録者数」	11,481人	調整中

(3) 社会福祉事業に関連する人材の育成

現状

- ◇ 業務統計によれば、社会福祉事業の従事者は、増加傾向にあります。

課題

- ◆ 福祉ニーズが量的にも増加し、質的にも多様化・複雑化する中において、福祉サービスは供給量の増加を求められているだけでなく、細分化・高度化しており、社会福祉事業に従事する人材の確保と育成が課題となっています。
- ◆ 待遇や勤務形態などの労働環境の問題から福祉分野への就労が進まないという指摘があります。
- ◆ 地域トータルケアシステムの構築に当たり、分野横断的なケアマネジメントを展開する人材が求められています。

施策の方向性

- ◎ 社会福祉法人や社会福祉施設等の指導等のほか、職員の処遇改善、各種研修の周知等を通して、社会福祉事業に従事する人材の確保と育成を推進します。
- ◎ 盛岡広域等に設置されている福祉・保健分野の高等教育機関への働きかけなどにより、保健福祉分野の人材の確保と育成に努めます。
- ◎ 地域福祉コーディネーター養成講座の受講について関係機関に呼びかけるとともに、地域福祉コーディネーターのネットワーク化などにより、支援を必要とする人が、適切かつ確実にサービスが受けられよう、包括的な相談・支援を行うことができる人材の育成を推進します。

成果指標・管理指標

項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●業務統計「社会福祉事業従事者数」	調査中	調整中
●業務統計「地域福祉コーディネーター養成講座修了者数」(↑)	19名	40名

2 福祉教育の推進

(1) 福祉教育の推進

現状

- ◇ 障がいがある人もない人も、年齢や性別に関わらず、互いに個性や尊厳を認め合い、支えながら共に生活するという考え方（ソーシャルインクルージョン）を各ライフステージで学習できるよう、地域活動の中に学習機会を設けることが求められています。
- ◇ 地域福祉計画アンケートによれば、子どもの福祉教育については、「学校教育の中で学ぶ」、「家庭の中で親から学ぶ」、「地域の活動などを通じて学ぶ」が多くなっています。
- ◇ まちづくりアンケートによれば、「身の回りでボランティア活動が活発に行われていると感じる」と回答する人の割合は増加傾向にあります。

課題

- ◆ 子どもの福祉教育では、学校教育への期待が高いため、学校と福祉関連施設のほか、家庭や地域との連携のもとに福祉教育を進める体制が求められています。
- ◆ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、ボランティアに参加したことがない理由として、仕事や家事、健康、きっかけや情報がない、辞められなくなるといった回答が多くなっており、趣味や特技を活かし、気軽に参加できるちょっとしたボランティアを進める必要があります。

施策の方向

- ◎ 誰もが、生涯にわたり、それぞれの段階で、福祉に対する理解や関心を深める機会を持ちながら、福祉の主體的な参加を促すことを目的とした教育を市社会福祉協議会と連携して推進します。
- ◎ 学校や地域、職場において、障がいのある人もない人も、共に活動することにより、福祉に関し幅広く学ぶ機会が得られるよう推進します。
- ◎ 小中学校・高校等との連携により、若年層に対するボランティア活動への参加意識の醸成に努めます。
- ◎ 趣味などを活かして、気軽に参加できるボランティアの紹介のほか、ボランティア活動に必要な知識習得の機会の創出を促進します。

第3章 地域福祉を担うひとづくり

成果指標・管理指標

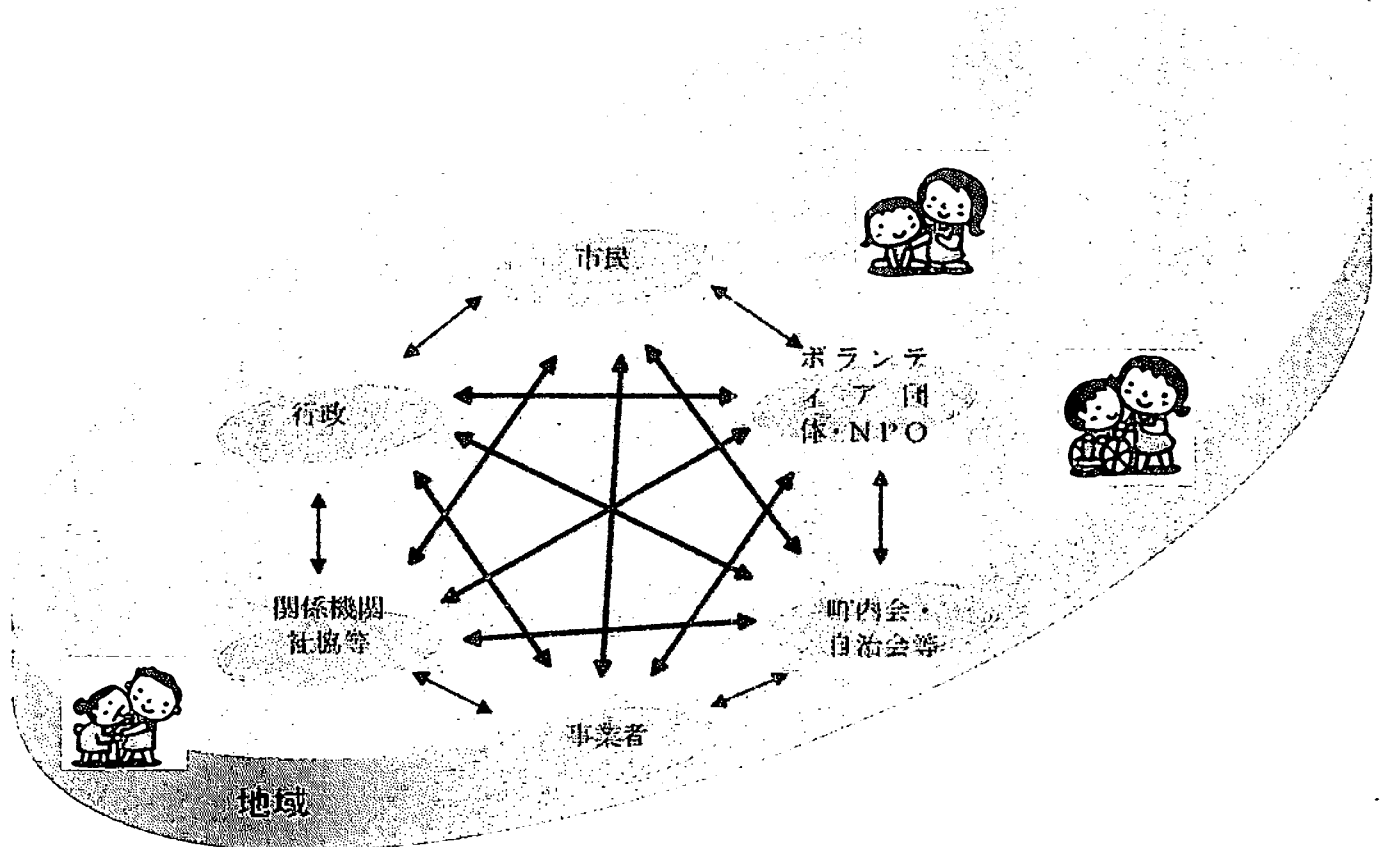
項目	実績 (H25)	目標値 (H36)
●まちづくりアンケート調査「あなたは、身の回りでボランティア活動が活発に行われていると感じますか。」で「感じる。」と答えた割合(↑)	27.7%	調整中
●まちづくりアンケート調査「あなたは、この1年間にボランティア活動をしたことがありますか。」で「ある。」と答えた割合(↑)	32.8%	調整中
●業務統計「高校生ボランティアスクール参加者数」(→)	119人	調整中

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

1 市民、行政、関係機関、事業者、町内会・自治会等、ボランティア団体・NPOの協働による計画の推進

地域福祉の推進にあたっては、市民、行政、関係機関、事業者、町内会・自治会等ボランティア団体・NPOの協働の下に、計画の推進を図ります。協働のイメージは次のとおりです。



2 盛岡市社会福祉協議会等との連携による計画の推進

社会福祉法において、地域福祉の推進が社会福祉の理念と規定され、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられています。

盛岡市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画」を策定し、地域に密着しながら地域福祉を推進することから、各分野で大きな役割を担うことが期待されます。

また、地域ネットワークを形成し、社会福祉協議会、28地区の民生委員協議会や32地区の福祉推進会等と行政とが連携しながら、本計画を推進します。

3 計画の評価

地域福祉計画の評価としては、アンケート調査における地域福祉に関する満足度の割合（「地域に支えられたと感じたことがある」と答えた人の割合）等が指標となります。

地域福祉計画の推進にあたっては、その実効性を確保するため、5年後の見直しの際にアンケート調査を実施するほか、毎年行われる行政評価や社会福祉審議会から意見をいただきながら、計画の評価を行います。

第2期盛岡市地域福祉計画

共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

平成27年 月

発行 盛岡市保健福祉部地域福祉課
TEL 019-651-4111(代表)
ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>



MORIOKA NO SHAKAI FUKUSHI

もりおかの 社会福祉

障がい者福祉



児童福祉



高齢者福祉



盛岡市社会福祉の核となる、障がい者福祉・児童福祉・高齢者福祉の3分野のスタッフが、ひとつにまとまりながら未来に向けて前向きに進むイメージです。福祉の各分野がひとつにまとまり、盛岡市社会福祉全体として目標に向けて進む姿勢を表現しました。